

あんしんお届けガイド

～すべては生協組合員・家族の「安心・安全」のために～

死亡時だけでなく
**重度障害も
保障の対象！**

生命共済〈ささえ愛〉
…P.3



医療保障に **新登場**！

あなたとあなたの愛する
家族のために

「女性医療特約」

医療・傷害〈My セーフティ〉
…P.4-6



2024年12月より

**制度・掛金を
改定します**

風水害の保障が
**パワー
アップ！**

火災共済〈すまいる〉
自然災害共済〈おまかせ〉
…P.7



**交通事故による
ケガに備える**

交通災害共済〈しぐなる〉
…P.9

将来のために

**安心・確実な
資産形成！**

ねんきん共済〈ひろがり〉
…P.10



マイカー
共済は

**最大22等級
64%割引！**

電通共済生協組合員だけの

団体割引も適用！！

マイカー共済・自賠責共済
…P.8

加入者
急増中

まだ加入されていない方は**必見!!**

＼ 特におすすめ！ ／

充実のトリプルセットプラン!!

安心・安全の“基盤保障”
お身体のリスクをワンストップで保障!

生命共済
〈ささえ愛〉

60歳以下は
5,000万円まで
保障可能!!

電通共済生協グループ

医療・傷害
〈Myセーフティ〉

魅力の割引率
40.5%
(介護保障特約のみ44%)

将来のための
資産形成

ねんきん共済
〈ひろがり〉

予定利率
1.25%+配当

労連共済本部

●● 電通共済生協グループの4つのメリット ●●

- ① 電通共済生協グループの共済は、手頃な掛金で充実した保障を提供！家計への負担を軽減できる共済はなぜ手頃な掛金なの？ ⇒掛金(保険料)の仕組みが違うため手頃な掛金で備えることができます。

■掛金(保険料)の仕組み

掛金(保険料)の構成

純掛金(保険料)

共済金(保険金)支払いのための
掛金(保険料)

付加掛金(保険料)

人件費や店舗費用、CMなど宣伝費等の
事務経費のための掛金(保険料)

利益を追求しない…保険にはない仕組み
剰余金が出たら、契約者に還元

共済だからこそ…
事務経費が必要最低限に!

- ② いつでも契約内容を見直せる

1年契約の共済なので、ライフステージに合わせていつでも契約の見直しができます。

- ③ 職域共済だから職場で手続きできる

労働組合が設立した共済だからこそ実現できる利便性。なんとといっても職場でお手続きができるのは大きなメリットです。

- ④ 退職後も継続利用できる

退職後も各共済を利用することができます。

※電通共済生協の「現職組合員」としての加入期間が「6年(5年と1日)」以上で退職時に総合(慶弔)共済以外の共済の利用がある事が条件となります。ただし、ねんきん共済「ひろがり」は、総合(慶弔)共済への加入が条件となっており、退職後の積立継続はできません。

Members Voice



夫婦で保険契約を見直し… 家計の健全化を実感！

国栄エンジニアリングユニオン 森唯夫様の配偶者 様

共済に加入する前は、夫婦で大手生命保険会社の死亡保険と医療保険を契約していました。月2万円を超える保険料でしたが、必要な出費と割り切って契約したのを覚えています。

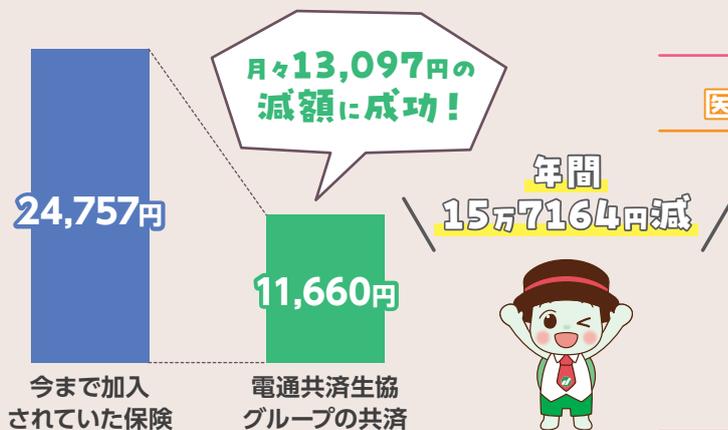
子供が高校に進学して出費が増え始めると、保険料の負担を感じるようになりましたが、見直しよりも面倒な気持ちの方が先にたち、一歩を踏み出せずにいました。いま思うと、まだ余裕があったんだと思います。

転機が訪れたのは、子供の大学進学でした。教育費もピークに達し、家計と先行きに不安が高まる中で保険の見直しを真剣に考え始めました。そんな矢先に出会ったのが、主人宛てに届いた共済パンフレットでした。現在の保険と共済の保障内容を比較すると、保障内容は同等以上で掛金も安いことに驚きました。共済への見直しを主人に提

案し、共済の相談会に参加しました。

相談会では、必要な保障額や保障を見直すポイントなどを詳しく説明してもらいました。公的保険などの社会保障制度を優先的に活用し、カバーできない部分を共済で補うという考え方は新鮮で、保険ですべてをカバーしようとしていた私には目から鱗のアドバイスでした。保険に詳しい同僚から同様のアドバイスをもらったこともあり、他社の保険を解約して提案いただいた生命共済〈ささえ愛〉と医療・傷害〈Myセーフティ〉への加入を決断しました。

じつは相談会の参加は躊躇していたのですが、専門家のアドバイスのお陰で、必要な保障やその根拠をしっかりと整理できました。保険の見直しが家計の健全化につながることを実感でき、相談して本当に良かったと感じています。



生命共済〈ささえ愛〉は3ページへ

医療・傷害〈Myセーフティ〉は4-6ページへ

掛金の減額分は

ねんきん共済《ひろがり》で
ライフイベントに備えましょう!

ねんきん共済《ひろがり》は10ページへ



補償は同等、掛金半減！更新満期を待たずに見直しました

通建九州西部支部 奥津 泰成 様

ディーラーの勧めで契約した自動車保険。保険料負担は割り切っていました。[試しに]マイカー共済で見積もりをお願いしました。

補償を同等にしての見積りで約5割掛金が安くなり、保険期間3年の複数年契約の更新満期を待たずにマイカー共済へ切替えました。

担当者の説明も分かりやすく手続きは簡単でしたし、見積もりの声かけをいただいた組合役員の方にも感謝しています。

他保険を利用されている方は、一度見積りされることをお勧めします。

マイカー共済は8ページへ

◆死亡または重度障害になったときの保障

詳しくはこちら

生命共済〈ささえ愛〉

保障期間 | 2024年12月1日～2025年11月30日

契約引受団体：電通共済生協



死亡時だけでなく“**重度障害も保障の対象**”です！



保障内容

原因	保障額
死亡 病気・不慮の事故等で死亡	1口あたり 100万円
重度障害 病気・不慮の事故等で 治療終了後も残存する重度障害	

※電通共済生協が認定する重度障害は、「労働者災害補償保険法施行規則別表第一」の障害等級（1級、2級、3級の2.3.4）にもとづきます。

契約限度口数

契約年齢により限度口数が異なります。（ ）内は保障額です。

満年齢 2024年 12月1日時点	本人契約・配偶者契約	
	契約限度口数	新規・増口時の限度口数
～60歳	50口 (5,000万円)	50口 (5,000万円)
61～65歳	30口 (3,000万円)	20口 (2,000万円) ^(注1)
66～70歳	20口 (2,000万円)	新規・増口契約は できません。
71～75歳	10口 (1,000万円)	
76～84歳	5口 (500万円)	

(注1)61～65歳の方は合計20口(2,000万円)を限度として新規・増口できます。従って、すでに20口以上契約がある場合は新規・増口できません。

被共済者（保障の対象となる方）

組合員本人・配偶者・子ども

新規契約・増口契約	2024年12月1日現在、 65歳以下で「健康告知事項」に 該当しない方
契約更新	ご契約後は85歳まで保障

年齢	子ども契約
～24歳	5口 (500万円)
25歳以上	扶養している場合のみ、 24歳の契約満了時点の契約口数を限度に 継続契約できます。

※子ども契約は、キャンペーン時のお申し込みができます。

掛金（1口あたりの掛金額）

(掛金額は2024年12月1日時点の満年齢を適用)

	年齢	月払	半年払	年払
本人契約 ・ 配偶者契約	～35歳	155円	900円	1,800円
	36～45歳	180円	1,050円	2,100円
	46～55歳	250円	1,450円	2,900円
	56～60歳	380円	2,250円	4,500円
	61～65歳	550円	3,200円	6,400円
	66～70歳	1,010円	5,850円	11,700円
	71～75歳	1,770円	10,250円	20,500円
	76～80歳	3,490円	20,150円	40,300円
	81～84歳	6,370円	36,750円	73,500円

	半年払	年払
子ども契約	年齢に関係なく	
	600円	1,200円

※子ども契約は、キャンペーン時のお申し込みができます。「月払」はありません。

注)期中契約(キャンペーン以外での申し込み)は「月払のみ」となります。キャンペーン時のみ「半年払」または「年払」の選択ができます。

パンフレットは、制度の概要を掲載しています。詳細は、電通共済生協ホームページまたは「重要事項説明書」でご確認ください。

◆〈Myセーフティ〉医療保障に
「女性医療特約」を新設しました！

医療・傷害〈Myセーフティ〉

詳しくは
こちら

引受保険会社(幹事)：東京海上日動火災保険株式会社 取扱代理店：ユアサポート株式会社

保障期間

新規：2024年12月1日午前0時～2025年12月1日午後4時
更新：2024年12月1日午後4時～2025年12月1日午後4時



～あなたとあなたの愛する家族のために～

2024年12月始期より〈Myセーフティ〉医療保障に 「女性医療特約」が新登場！

女性特有の病気等に手厚く備えることができる特約が新登場しました。
*2024年12月1日時点で満65歳以下で「健康状態等告知書」に該当しない女性の方が加入可能です。

①女性特有の病気のリスクって？

女性は体の構造やホルモンバランスの影響を受け、年齢に応じてかかりやすい病気があります。女性特有の病気のリスクや経済的・精神的負担を女性医療特約で軽減しませんか。

②「女性医療特約」のここがポイント！

ポイント1

女性疾病等をより手厚な保険料で手厚くカバー
「女性入院保険金」は、所定の病気入院した場合に、日額(5,000円)×入院日数をお支払いします。
女性被保険者からの入院保険金請求のうち、約68%が女性医療特約の対象となる病気です。

※東京海上日動株調べ：2016～2020年度の女性医療特約付帯契約の保険金支払のうち、女性入院保険金が支払われた件数より算出

ポイント2

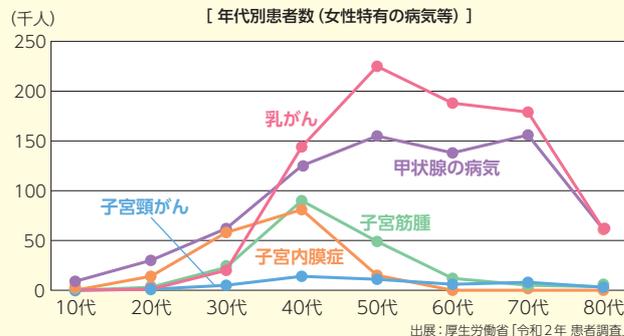
女性医療特約だけの手術保険金
「女性形成治療保険金」は、所定の手術を受けた場合に保険金をお支払いします。
乳房切除術の場合、切除時に受け取るため、再建手術に備えることもできます。

※再建手術時は保険金のお支払いはありません。

ポイント3

3つの告知で加入可能
医療保障の3つの告知質問に該当しなければ加入が可能です！
女性医療特約独自の告知質問はありません。告知質問内容は本頁下段の【告知質問】をご覧ください。

*医療保障既加入の方が女性医療特約を追加する場合は、あらかじめ告知が必要です。



《所定の病気(一例)》

女性特有の疾病	女性に多い疾病	三大疾病
<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠・分娩の合併症、流産 ●子宮筋腫 ●乳房・子宮・卵巣の良性新生物 ●卵巣のう腫 ●子宮頸(部)の上皮内がん等 	<ul style="list-style-type: none"> ●甲状腺障害(バセドウ病・橋本病等) ●胆石症、胆のう炎 ●鉄欠乏症貧血等の貧血 ●腎結石・尿管結石 ●下肢の静脈瘤 ●関節リウマチ等 	<ul style="list-style-type: none"> ●がん(悪性新生物・上皮内新生物) ●心疾患 ●脳血管疾患

所定の手術
<ul style="list-style-type: none"> ・癒痕(はんこん)形成術(植皮術(皮膚の移植術)や癒痕(はんこん/傷跡)に対する形成術)【10万円】 ・変形形成術(足ゆびの後天性変形(外反母趾(ぼし)等)に対する形成術)【10万円】 ・乳房切除術(皮膚を切開し、病変部を切除する手術を行い、生検を除きます。)【20万円】



https://your-support.co.jp/qr/jyosei/

保障の詳細・掛金は
次頁をご覧ください。

2021年12月より〈Myセーフティ〉医療保障がご加入しやすくなっています。

〈Myセーフティ〉医療保障の健康状態等告知書がシンプルでわかりやすくなっています。ぜひこの機会に医療保障へのご加入をご検討ください。

注意点①

ご加入前からの病気を原因とする入院・手術などが加入後1年以内に発生し、これにより医療保障の保険金請求をされた場合、保険金がお支払いされないことがあります。予めご了承ください。

注意点② ※医療保障既加入者の方必読

今まで制限付加入(特定の疾病が保障対象外)だった方は現在の「健康状態等告知書」に該当しなければ制限を外すことができます。
※告知に該当する場合、また、告知をしなかった場合は、前年と同条件での加入となります。

【告知質問】

質問	告知内容	なし	あり
質問1	告知日(ご記入日)現在、病気やケガで入院中、または入院が手術をすずめられていますか。	なし	あり
質問2	告知日(ご記入日)より過去1年以内に病気、継続して10日以上入院をしたことがありますか。	なし	あり
質問3	過去3年間に保険会社等から同様の共済・保険の引受けを断られたり、減額されたり、または約款等により解除されたことがありますか。	なし	あり

お引受けできます。お手続きください。

全てなし

1つ以上あり

申し訳ございませんが、お引受けできません。

団体割引等の適用により 割引率40.5% (介護保障特約44%) の掛金でご加入いただけます！

医療・傷害〈Myセーフティ〉掛金例

ケガ・病気の保障に
新特約女性医療特約を追加しても…

月払 **1,850円**

加入プランモデル(組合員本人35歳 女性の場合)

医療保障(三大疾病一時金特約あり) +女性医療特約 NEW	1□タイプ ……………730円 女性医療特約 ……………300円
傷害保障(本人型)	1□タイプ ……………680円
オプション保障	個人賠償責任特約 ……………140円

*本パンフレットはご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。重要事項説明書をお読みいただき、詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、東京海上日動火災保険(株)ホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります)。

<Myセーフティ> 医療保障

病気とケガの両方に備えるためには、「医療保障」と「傷害保障」それぞれへのご加入が必要となります。

病気により、保障の対象となる方が入院・手術をされた場合等（介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。

◆**三大疾病一時金特約を付帯した場合**
「がん」「急性心筋梗塞」「脳卒中」により所定の状態に該当した場合に一時金100万円をお支払いします。

◆**女性医療特約を付帯した場合 NEW**
女性入院保険金：一般に女性が罹患（りかん）しやすいとされる所定の病気（乳房・女性生殖器のがん等）の他、糖尿病等所定の病気での入院した場合に入院保険金をお支払いします。
女性形成治療保険金：病気やケガのため、乳房切除術等所定の手術を受けた場合に入院日額の20倍（10万円）または40倍（20万円）の保険金をお支払いします。

被保険者等（保障の対象となる方など）

被保険者	生協組合員本人	生協組合員の配偶者	生協組合員の子ども (同居・別居および婚姻歴にかかわらず)
新規・増口加入できる方 ^{*1}	2024年12月1日現在、0歳 ^{*2} 以上満65歳以下で「健康状態等告知書」に該当しない方		
更新加入	満84歳まで更新できます。		

^{*1} 三大疾病一時金特約、女性医療特約の追加を含む。 / ^{*2} 申込日時時点で誕生していることが条件です。

保険金額

タイプ▶		3□タイプ	2□タイプ	1□タイプ
入院の保障		日額 15,000円×入院日数 〔1入院60日/通算制限なし〕	日額 10,000円×入院日数 〔1入院60日/通算制限なし〕	日額 5,000円×入院日数 〔1入院60日/通算制限なし〕
手術等の保障	重大手術 ^{*1}	60万円	40万円	20万円
	入院中の手術	15万円	10万円	5万円
	入院中以外の手術	7.5万円	5万円	2.5万円
放射線治療の保障		15万円	10万円	5万円
総合先進医療の保障	基本保険金	1,000万円まで	600万円まで	300万円まで
	一時金	10万円	10万円	10万円
おすすめ 三大疾病一時金特約 (特約ありの場合) ^{*2}		100万円	100万円	100万円
NEW 女性医療特約 ^{*3} (特約ありの場合)	女性入院保険金	日額5,000円×入院日数 (1入院60日/通算制限なし)		タイプに関わらず一律 ^{*1} 癒痕(はんこん)形成術、変形形成術 ^{*2} 乳房切除術
	女性形成治療保険金 ^{*4}	10万円 ^{*1} または 20万円 ^{*2}		

^{*1} 重大手術は重要事項説明書のP.20をご確認ください。 / ^{*2} 「がん」については、初年度契約の保障開始日からその日を含めて90日間の待機期間があります(重要事項説明書のP.20参照)。
^{*3} ご加入できる方は、被保険者のうち「女性」の方のみとなります。なお、ここで言う「女性」とは、戸籍上「女性」である方となります。 / ^{*4} 乳房の悪性新生物(がん)の治療のための手術については、初年度契約の保障開始日からその日を含めて90日間の待機期間があります(重要事項説明書のP.20参照)。 / 保障期間の中途での増口、特約追加はできません。

月払掛金

①三大疾病一時金特約ありの場合

被保険者年齢	3□タイプ	2□タイプ	1□タイプ
0～4歳	1,230円	890円	540円
5～9歳	930円	690円	440円
10～14歳	860円	640円	420円
15～19歳	950円	700円	450円
20～24歳	1,300円	940円	560円
25～29歳	1,400円	1,000円	600円
30～34歳	1,460円	1,040円	620円
35～39歳	1,630円	1,190円	730円
40～44歳	1,930円	1,440円	940円
45～49歳	2,680円	2,030円	1,380円
50～54歳	3,770円	2,920円	2,060円
55～59歳	5,270円	4,080円	2,870円
60～64歳	7,520円	5,790円	4,060円
65～69歳	10,480円	8,130円	5,770円
70～74歳	14,060円	10,850円	7,620円
75～79歳	17,470円	13,460円	9,440円
80～84歳	20,930円	16,120円	11,290円

②三大疾病一時金特約なしの場合

3□タイプ	2□タイプ	1□タイプ
1,060円	720円	370円
760円	520円	270円
690円	470円	250円
780円	530円	280円
1,130円	770円	390円
1,230円	830円	430円
1,290円	870円	450円
1,370円	930円	470円
1,510円	1,020円	520円
1,980円	1,330円	680円
2,590円	1,740円	880円
3,620円	2,430円	1,220円
5,220円	3,490円	1,760円
7,090円	4,740円	2,380円
9,680円	6,470円	3,240円
12,070円	8,060円	4,040円
14,480円	9,670円	4,840円

NEW

女性医療特約
60円
60円
60円
100円
200円
320円
360円
300円
290円
360円
450円
620円
830円
1,160円
1,820円
2,530円
3,070円

団体割引30%・損害率による割引15% 掛金は、保険の対象となる方の2024年12月1日時点の満年齢が適用されます。(被保険者1名につき)

〈Myセーフティ〉傷害保障

国内外を問わず日常生活やレジャー等で起こるさまざまな交通事故を含む「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。天災危険保障自動付帯により「地震等によるケガ」も保障します。

被保険者範囲等（保障の対象となる方など）

	生協組合員本人	配偶者	同居の親族等
本人型	○	×	×
夫婦型	○	○	×
家族型	○	○	○ ^{※1}
家族型（配偶者を除く）	○	×	○ ^{※2}

※1 「本人またはその配偶者の同居の親族」、「本人またはその配偶者の別居の未婚の子」が対象となります。/ ※2 「本人の同居の親族（配偶者を除く）」、「本人の別居の未婚の子」が対象となります。
*年齢・健康状態による加入制限はありません。

月払掛金

団体割引:30%・損害率による割引:15%

タイプ▶	3口タイプ	2口タイプ	1口タイプ
本人型	2,040円	1,360円	680円
夫婦型	3,750円	2,500円	1,250円
家族型	7,170円	4,780円	2,390円
家族型（配偶者を除く）	5,460円	3,640円	1,820円

保険金額

1口タイプ（3口まで加入できます）天災危険保障あり^{※1}

入院の保障	日額5,000円×入院日数 [1事故180日/通算制限無し]	
通院の保障	日額1,500円×通院日数 [1事故90日(事故の日から180日以内)]	
手術等 ^{※2} の保障	入院中	5万円
	入院中以外	2.5万円
死亡・後遺障害 ^{※3} の保障	100万円	

※1 天災危険保障とは、「地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ」の保障のことをいいます。
※2 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
※3 後遺障害保険金は程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。

〈Myセーフティ〉充実のオプション保障

〈Myセーフティ〉オプションは、組合員本人が医療保障・傷害保障のいずれかまたは両方に加入している場合に加入いただけます。

個人賠償責任特約

◆保障内容:国内外を問わず、被保険者が日常生活上の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物（受託品）を国内外で壊したり盗まれてしまったときなど、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行いません。（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）
※携帯電話、スマートフォン、自転車、ドローン、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組100万円を超える物等は、受託品に含まれません
※2024年12月1日始期から、ノート型パソコン、タブレット端末等は受託品に含まれます。ただし、業務を行なう方がその業務に関連して預託を受けているものは対象となりません。

◆被保険者（保障の対象となる方）:本人・配偶者・本人またはその配偶者の同居の親族・本人またはその配偶者の別居の未婚の子

保険金額	月払掛金
1事故限度額:国内無制限 ^{※1} (国外1億円) (免責金額なし)	140円

※1 受託品については1個または1組で100万円(時価)が上限となります。

携行品特約

国内外問わず、外出先で保険の対象となる方が所有する携行品の損壊、盗難等の偶然な事故によって損害を被った場合に保険金をお支払いします。

※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません)、商品・製品や設備・什器(じゅうぎ)等は、保障の対象となりません。

保険金額	月払掛金	
保険期間中限度額 30万円 (免責金額 5,000円)	本人型	100円
	夫婦型	120円
	家族型	160円
	家族型（配偶者を除く）	140円

住宅内生活用動産特約

国内において自宅内の家財が偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

※自動車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません)、商品・製品や設備・什器(じゅうぎ)等は、保障の対象となりません。

保険金額	月払掛金	
保険期間中限度額 500万円 (免責金額 5,000円)	本人型	880円
	夫婦型	900円
	家族型	950円
	家族型（配偶者を除く）	930円

介護保障特約

◆保障内容:保障の対象となる方(この特約の被保険者)が保険期間中に要介護状態(公的介護保険制度に基づく要介護2以上)の認定を受けた場合に一時金をお支払いします。(保障の対象となる方1名につき1回(通算)に限りです)

◆保険金額

100万円タイプ(免責金額なし)
200万円タイプ(免責金額なし)

◆被保険者等(保障の対象となる方など)

	本人	配偶者
この特約の被保険者 (保険の対象となる方) ^{※1}	生協組合員本人	生協組合員の配偶者
新規・増口 ^{※2} 加入できる方	2024年12月1日現在、満40歳以上満84歳以下で「健康状態等告知書」に該当しない方	
更新加入	満89歳まで更新できます	

※1 上記に加えて、組合員の子ども・組合員または配偶者の戸籍上の両親も加入可能です。
※2 保障期間の途中で保険金額の増額はできません。

◆月払掛金

団体割引30%・損害率による割引20%
※2024年12月1日の満年齢です。(被保険者1名につき)

被保険者年齢	保険金額	
	100万円	200万円
40~44歳	30円	60円
45~49歳	40円	70円
50~54歳	50円	100円
55~59歳	70円	150円
60~64歳	160円	310円
65~69歳	440円	890円
70~74歳	970円	1,950円
75~79歳	2,230円	4,460円
80~84歳	4,210円	8,430円
85~89歳	10,040円	20,070円

ホールインワン・アルバトロス費用特約

国内の9ホール以上を有するゴルフ場でホールインワン・アルバトロスを達成した場合に慣習として負担する費用をお支払いします。(国内のみ)

保険金額	月払掛金	
1事故限度額 50万円 (免責金額なし)	本人型	300円
	夫婦型	450円
	家族型	710円
	家族型（配偶者を除く）	560円

※ホールインワン等の証明として東京海上日動が求める証明書・映像等をご提出いただけます。

借家人賠償責任特約

国内の借戸室での火災、破裂・爆発、水濡れ、盗難の事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に、1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。

保険金額	月払掛金	
1事故限度額 (免責金額なし)	1,000万円	170円
	2,000万円	320円
	3,000万円	470円
	5,000万円	780円
	1億円	1,550円

※示談交渉は東京海上日動では行いません。

個人賠償責任特約、携行品特約、ホールインワン・アルバトロス費用特約、住宅内生活用動産特約、借家人賠償責任特約の掛金は、団体割引30%・損害率による割引15%が適用されています。

24TX-001520 (2024年7月作成)

◆火災や自然災害などによる住宅や家財の損害を保障

詳しくはこちら

火災共済〈すまいる〉 & 自然災害共済〈おまかせ〉



保障期間 | 2024年12月1日～2025年11月30日

契約引受団体：電通共済生協

火災共済+自然災害共済【ベーシック】のセット加入で安心の備えがおすすめです！

保障内容（1口あたり）

共済金をお支払いする主な損害と支払要件		火災共済	自然災害共済	
			ベーシック(旧大型タイプ)	エコノミー(旧標準タイプ)
火災等	火災、落雷、破裂、爆発、車両の飛び込み、給排水設備等の事故、突発的な第三者の直接加害行為等※1・2による損害を保障 住宅または家財の損害額が1,000円を超える場合にお支払いします。	最高 10万円 全焼・全壊の場合	保障はありません。	保障はありません。
風水害等	台風、旋風、突風、暴風雨、豪雨、高潮、洪水、降ひょう、降雪、雪崩れ、これらによる地すべり・土砂崩れによる損害を保障 住宅または家財の損害額が1,000円を超える場合にお支払いします。	最高 3万円	最高 7万円 全損・全流失の場合	最高 5万円
地震等	地震・噴火・津波を原因とする火災、損壊、埋没または流失による損害を保障 住宅または家財の損害額が100万円を超える場合にお支払いします。 ※住宅の損害額が100万円を超える場合、家財契約も含めて共済金をお支払いします。	保障はありません。	最高 3万円 全壊・全焼の場合	最高 2万円
盗難	建物および家財について生じた盗取、損傷または汚損による損害の場合。盗難により損害が生じ、所轄警察署に被害を届け出て、盗難と受け付けられた場合にお支払いします。 ※現金(家財契約)は、盗取金額が1万円以上の場合にお支払いします。 ※住宅内の家財の損害や盗難(盗取)の保障は「家財契約」が必要です。	保障はありません。	最高 10万円	最高 10万円

※1 突発的な第三者の直接加害行為は住宅または家財に損壊(汚損を含む)が生じ、損害額が5万円以上の場合にお支払いします。

※2 給排水設備に生じた不測かつ突発的な事故による水ぬれ損害は、給排水設備のみの損害を除きます。

契約できる住宅と家財

- 1棟(1物件)1契約とし、2物件まで契約することができます。
- 所有者の範囲…①組合員本人、②組合員本人と同一生計の親族、③左記①と②の共有名義

住宅契約	日本国内にある建物で人の居住する住宅 一戸建て、マンション等	最高 4,000万円 (400口)	住宅契約をご契約できる方 <ul style="list-style-type: none"> ● 持ち家にお住まいの方 ● 人に貸している持ち家がある方
家財契約	人が居住している日本国内の建物内にある家財 家具 家電製品 衣類 その他	最高 2,000万円 (200口)	家財契約をご契約できる方 <ul style="list-style-type: none"> ● 持ち家にお住まいの方 ● 借家・寮にお住まいの方

※住宅契約・家財契約ともに契約できる限度口数(加入基準)があります。詳細は「火災共済・自然災害共済申込書」の記入例をご確認ください。

掛金（1口あたりの掛金額）※住宅・家財共通

建築区分	火災共済〈すまいる〉		自然災害共済〈おまかせ〉						
				ベーシック(旧大型タイプ)			エコノミー(旧標準タイプ)		
	月払	半年払	年払	月払	半年払	年払	月払	半年払	年払
木造	7円	40円	80円	15.5円	90円	180円	11円	65円	130円
耐火	3.5円	20円	40円	8.5円	50円	100円	6円	35円	70円

注)期中契約(キャンペーン以外での申し込み)は「月払」のみとなります。キャンペーン時のみ「半年払」または「年払」の選択ができます。

パンフレットは、制度の概要を掲載しています。詳細は、電通共済生協ホームページまたは「重要事項説明書」でご確認ください。

◆カーライフを応援する、頼れる補償

詳しくは
こちら

マイカー共済



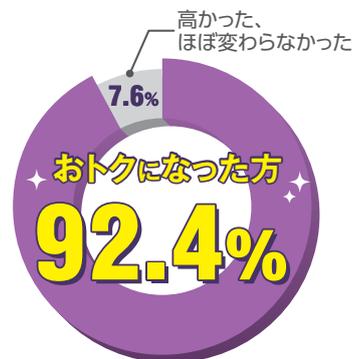
自動車総合補償共済 契約引受団体：全国労働者共済生活協同組合連合会（こくみん共済 coop）

最大**22**等級、**64%**割引

さらに電通共済生協独自の団体割引率が**27.5%**※1

団体割引は、多くの組合員の利用と安全運転に支えられています。

他社から自動車保険(共済)の切り替えを検討し、お見積もりいただいた方の**9割**※2がおトクになりました。



おすすめ POINT 01 充実の補償 - 安心のおすすめプラン

補償・制度内容の詳細は右上の二次元コードをお読み取りください。

基本補償

ご自身や同乗者の補償

人身傷害補償

最高 **5,000万円**
(被共済者1名につき)

相手方への賠償

対人賠償

無制限
(被害者1名につき)

対物賠償

無制限
(1事故につき)

ご自身のお車への補償

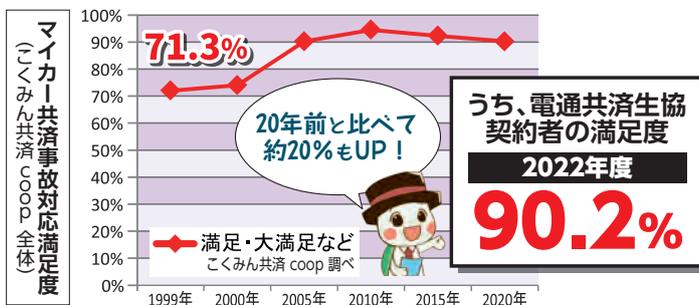
車両損害補償

一般補償タイプ

弁護士
費用等
補償特約

おすすめ POINT 02 安心のサポート体制

- 事故対応▶全国74カ所・約800名のスタッフがしっかりサポートします。
- 全ての契約にロードサービスが付帯※3
故障などの車のトラブル解決に、24時間365日サポートします。
- 全国約1,200カ所！こくみん共済 coop 指定整備工場のサービス



※1 記載の団体割引率は、当該団体における割引率です(車種や補償内容により契約個々の割引率は異なります)。また、適用される割引率は、毎年11月末時点の実績(契約件数・損害率)で決まるため、変動することがあります。
 ※2 2023年8月～2024年6月末にお見積もりをいただいた184件のデータ
 ※3 共済契約証書に記載の「被共済自動車」が対象となり、マイバイク特約や他車運転危険補償の対象となる他の自動車は除きます。

おすすめ POINT 03 新規お申し込みについて フリーダイヤル、ホームページ、FAX等でお手続きいただけます。

▶ご用意いただくもの

- ・車検証(電子車検証の方は自動車検査証記録事項(写)をご用意ください。)
- ・他損保(共済)等からの切り替えの場合、現在加入中の保険証券(共済証書)

見積もりページ



かんたん!
便利!

フリーダイヤル

電通共済生協グループコールセンター
0120-211-114
 マイカー共済(音声ガイダンス*2)
 ■受付時間:AM9:00~PM5:30(土・日・祝日を除く)

自賠償共済

契約引受団体：
全国労働者共済生活協同組合連合会（こくみん共済 coop）

マイカー共済をご利用の方は、
自賠償共済もぜひ電通共済生協で!

※車検満了日の2ヶ月前、原付など車検のないお車は契約始期の1ヶ月前から受付可能です。お早めにご連絡ください。

スムーズな
事故対応が
可能に!

新規お申し込みのお手続きはコールセンターへ!

電通共済生協グループコールセンター
0120-211-114
 自賠償共済(音声ガイダンス*2)
 ■受付時間:AM9:00~PM5:30(土・日・祝日を除く)



◆交通事故による入院・通院・障害・死亡を保障

詳しくは
こちら

交通災害共済〈しぐなる〉



保障期間 | 2024年12月1日～2025年11月30日

契約引受団体：電通共済生協

保障内容（1口あたり）

交通事故を直接の原因として傷害*を被り、入院・通院・障害・死亡となった場合に保障します。

共済項目		保障額
入院	事故日から180日以内の入院（180日限度）	（1日につき） 1,500円
通院	事故日から180日以内の通院（90日限度）	（1日につき） 800円
障害	障害等級1級から14級まで（労働者災害補償保険法施行規則別表第一によります。）	100万円～4万円
死亡	事故日から180日以内の死亡	100万円

*「傷害」とは、外部からの衝撃による外傷等の身体的な傷害をいい、精神疾患は除きます。

掛金（1口あたり）

月払	半年払	年払
45円	250円	500円

注）期中契約（キャンペーン以外での申し込み）は「月払」のみとなります。キャンペーン時のみ「半年払」または「年払」の選択ができます。

被共済者（保障の対象となる方）

- 共済契約者
- 共済契約者と同一生計の親族（9名限度）

※被共済者1人につき最高8口まで契約できます。

パンフレットは、制度の概要を掲載しています。詳細は、電通共済生協ホームページまたは「重要事項説明書」でご確認ください。

共済・保険についての“お悩み”や
“お困りごと”は **何でも** ご相談ください！

電通共済生協グループ コールセンター
0120-211-114

受付時間 AM 9:00～PM 5:30（土・日・祝日を除く）

音声ガイダンス※1

生命共済〈ささえ愛〉

交通災害共済〈しぐなる〉

火災共済〈すまいる〉

自然災害共済〈おまかせ〉

音声ガイダンス※2

マイカー共済

自賠責共済

音声ガイダンス※3

医療・傷害〈Myセーフティ〉*

* 団体総合生活保険のペットネームです



（電通共済生協HP）



（ユアサポートHP）

電通共済生協 メディカル相談ダイヤル

いつでもどこでも
組合員とご家族の“お悩み”は
電通共済生協に
おまかせください。

日常のからだやこころのお悩み
はもちろん、突然の発病やケ
ガ、お薬や育児・栄養、認知症
までお気軽にご相談できます。
※組合員とご家族の方がご利用
いただけます。

オペレーターに
“電通共済生協”と
お伝えください



24時間365日

電通共済生協メディカル相談ダイヤル

0120-572-176

（委託先：東京海上日動メディカルサービス㈱）

※電通共済生協グループコールセンターの電話番号とは異なりますのでご注意ください。

◆資産形成は貯蓄性・利便性に優れた、ねんきん共済《ひろがり》で!

詳しくは
こちら

(拠出型企業年金保険)

ねんきん共済《ひろがり》

労連共済本部



《ひろがり》は、組合員が拠出した掛金を保険会社が**予定利率**で運用する**貯蓄性・利便性**に優れた「**拠出型企業年金保険**」です。入社から退職後のセカンドライフまで、一人ひとりのライフプランにあわせて将来のための資産形成を確実にサポートします。

《ひろがり》の特徴

安全・確実な資産形成



大手保険会社に運用委託し、掛金と利息を元本として「**予定利率1.25%+配当**」の複利運用で計画的に資産形成ができます。

手軽に無理なく積み立て



掛金は**月々2,000円**から(千円単位)いつでも加入または掛金変更ができます。また年2回の**任意積立**を利用して積立金を増やすことができます。

必要なとき自由に使える



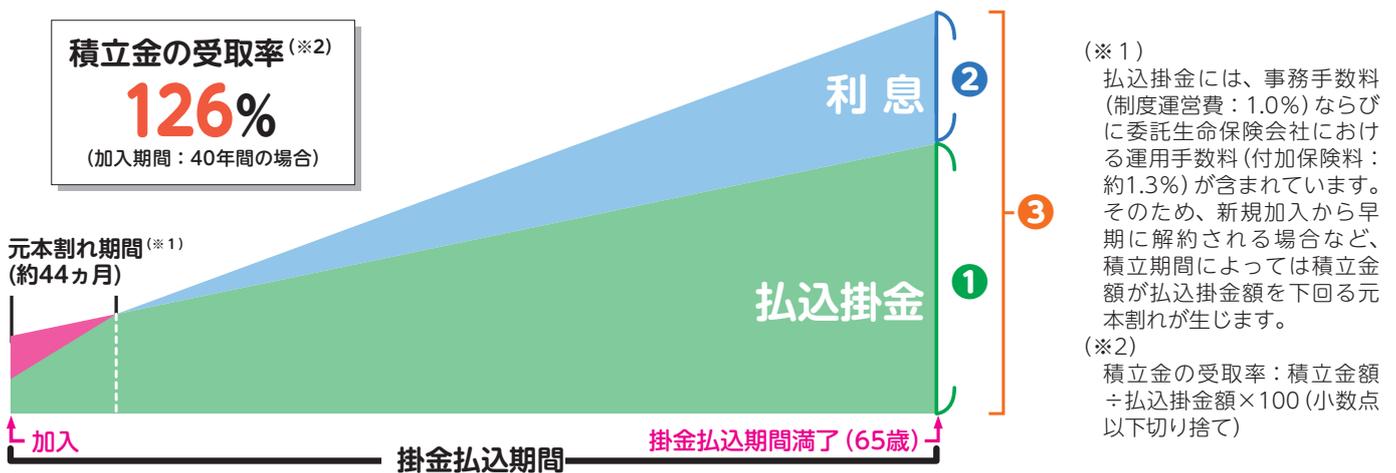
結婚、子の養育、マイホームの購入など、ライフイベントの資金が必要などきに**積立金の一部を払い出す**ことができます。(手数料はかかりません)

充実したセカンドライフのために



セカンドライフプランにあわせて年金受取の**開始時期**や**受取期間**を選べます。年金受給・繰延中も「**予定利率+配当**」で運用されます。

積み立てイメージ



加入年齢ごとの積み立て例	25歳～(40年間) 月々 5,000円 任意積立：3万円×年2回	35歳～(30年間) 月々 10,000円 任意積立：5万円×年2回	45歳～(20年間) 月々 20,000円 任意積立：10万円×年2回
① 払込掛金額	4,800,000円	6,600,000円	8,800,000円
② 利息	1,271,000円	1,209,100円	951,700円
③ 積立金額	6,071,000円	7,809,100円	9,751,700円
積立金の受取率 ^(※2)	126%	118%	110%

■ 上記の数値は予定利率1.25%で推移することを前提に計算した概算値です。

お問い合わせ先

TEL.03-5297-6171
AM 9:00~PM 5:00(土・日・祝日を除く)

ライブ型Webセミナー／
無料 “ウェビナー” 開催！

ファイナンシャルプランナーなどの専門家が丁寧に解説

▶ セミナーテーマ

1. 自然災害に備える
2. 女性特有のリスクに備える

※通信料は組合員様のご負担となります。



ウェビナーのお申し込みは

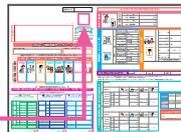
電通共済生協ホームページ または リニューアルした公式LINEから♪



秋のキャンペーン
特設サイト

電通共済生協 検索

公式LINEがリニューアルしました！
新公式LINEが未登録の方は
「ご契約内容チェックシート」右上
の二次元コードから



※Wi-Fi環境下では公式LINEにアクセスできない場合があります。

【受付期間】 2024年10月4日まで

いつでもどこでも視聴可能♪

“お役立ちセミナー”も **YouTubeにて公開中**

2024年10月21日まで



こんなお悩みありませんか？

- ✓ 共済について知りたい
- ✓ 保障を見直したい
- ✓ 何に加入したら良いのか分からない

そんなときは

FPの担当者に気軽に相談♪

無料 共済・保険相談会実施中

※オンライン相談の通信料は組合員様のご負担となります。

受付は
こちら

電通共済生協
ホームページ



<https://www.dentsu-kyosai.or.jp/contact/online/>

電通共済生協

検索

【重要事項説明書】

(契約前交付書面)

契約概要／注意喚起情報

総合（慶弔）共済*
生命共済〈ささえ愛〉
火災共済〈すまいる〉
自然災害共済〈おまかせ〉
交通災害共済〈しぐなる〉

契約引受団体：電通共済生協

P.2～P.18

詳細については「契約のしおり」をご確認ください。
※総合（慶弔）共済は、現職組合員の方のみ利用が可能です。

団体総合生活保険
医療・傷害〈Myセーフティ〉

契約者：電通共済生協
取扱代理店：ユアサポート株式会社
(電通共済生協グループ)

引受保険会社(幹事)：東京海上日動火災保険株式会社

P.19～P.30

詳細については「団体総合生活保険普通保険約款および特約」
をご確認ください。

この「重要事項説明書」は、共済制度のご契約に際して、特にご確認していただきたい事項を「契約概要」および「注意喚起情報」として記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、内容を確認・了承のうえお申し込みください。

マークの
ご説明

【契約概要】 ご契約いただく共済の特に重要な情報です。
【注意喚起情報】 お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報です。

制度内容等の詳細については、「契約のしおり」の事業規約・事業細則を必ずご確認ください。
「契約のしおり」については、自然環境保護の観点からペーパーレス化を推進しているため、
電通共済生協のホームページからダウンロードをお願いします。

※冊子での受領を希望される場合は、電通共済生協のホームページから「資料請求」をしてください。

（なお、Myセーフティは、電通共済生協が保険契約者となって、加入者を代表して保険会社と保険契約を締結する団体契約となっているため、「契約のしおり」の交付等を行いません。保障内容等、制度内容の詳細につきましては、本重要事項説明書の記載内容をご参照ください。ご不明な点は下記コールセンタまでお問い合わせください。）

【お問い合わせ先】 受付時間：AM9:00～PM5:30(土・日・祝日を除く)

電通共済生協グループ コールセンタ
0120-211-114



(電通共済生協HP)



(ユアサポートHP)

電通共済生協グループ

ご契約にあたっての各共済共通項目

注)総合(慶弔)共済および医療・傷害(Myセーフティ)を除きます。

1. 共済契約者について

電通共済生協の組合員が共済契約者となることができます。

■現職組合員

電通共済生協の職域に所属している方が、出資金をお支払いいただくことにより組合員になることができます。

■退職組合員

次の1、2の条件を全て満たしている組合員が退職組合員となることができます。

1. 職域退職時に電通共済生協の総合(慶弔)共済以外の共済利用があること
2. 6年(5年と1日以上)電通共済生協の組合員であること

■共済契約者が日本国籍を持たない場合【契約概要】

次の1～3の条件を全て満たしている場合に契約できます。

1. 日本に居住していること
2. 「在留カード」または「特別永住者証明書」の交付を受けていること
3. 自分で手続きをとることができるだけの日本語能力を持つこと

2. 共済契約の申し込みについて

電通共済生協所定の申込書に必要事項を記入し、署名のうえご所属の組合または組織へ提出してください。なお、書面の提出に代えて電磁的方法により加入申し込み、共済契約の申し込み等を行なうことができます。

■被共済者の同意

共済契約のお申し込みの際は、必ず被共済者の同意を得てお申し込みください。

■被共済者が日本国籍を持たない場合【契約概要】

次の1、2の条件を全て満たしている場合に契約できます。

1. 日本に居住していること
2. 「在留カード」または「特別永住者証明書」の交付を受けていること

■共済契約が取り消しとなる場合【注意喚起情報】

共済契約申し込み時に、被共済者の同意を得ていなかったときまたは、共済契約者の詐欺または強迫によって共済契約を締結したとき、共済契約は取り消しとなります。

■夫婦・親子等が組合員である場合の注意事項【注意喚起情報】

夫婦・親子等がともに電通共済生協の組合員の場合、契約限度口数を超過しないようご注意ください。重複契約により契約限度口数を超えた場合、超過した口数分については無効となり、共済金は支払われません。

■クーリングオフについて【注意喚起情報】

申込みの日を含め、その日から8営業日以内であれば、クーリングオフ(申込みの取り消し)ができます。この場合、すでに払い込みいただいた共済掛金があればお返します。

■共済契約の解約について【注意喚起情報】

- 共済契約はいつでも将来に向かって解約することができます。解約する場合は、電通共済生協所定の用紙に必要事項を記入して提出してください。
- 共済期間途中で解約する場合は、解約受付日の翌日以降の契約者の指定した日または解約受付日の翌月1日のいずれか遅い日の午前0時から解約となります。
- 退職組合員の方が、電通共済生協の共済をすべて解約した場合、退職組合員の資格が消滅し、再度退職組合員として各共済を利用することはできません。

3. 共済期間と共済契約の発効日・更新日

共済期間は、12月1日から翌年11月30日までの1年間です。共済期間の途中で契約(期中契約)する場合は、発効日から11月30日までが共済期間となります。

■キャンペーン・加入促進時の発効日【契約概要】

キャンペーン・加入促進時の申込書で申し込まれた場合の発効日は、12月1日(午前0時から保障開始)となります。

■契約の更新【契約概要】

共済契約者から共済期間の満了日までに解約または変更の申し出がない場合は、満了する共済契約と同一内容(規約または細則の改正があったときは改正後の内容、掛金が改正になった場合は改正後の掛金)で契約を更新します。

なお、制度改正(掛金改正を含む)など組合員に関わる重要な事項は、組合員の代表(総代)による総代会で決定されます。

■期中契約の発効日【契約概要】

キャンペーン・加入促進期間以外に申し込まれた場合の発効日は、申込書受付日の翌日以降の組合員が指定した日(午前0時から保障開始)となります。指定日がない場合は、申込受付日の翌日を指定日とみなし保障を開始します。

※総合(慶弔)共済と同時に申し込まれた場合には、申込受付日の翌月1日が発効日となります。

4. 共済掛金の払込方法等について

共済掛金の払込方法については以下の払込方法を選択できます。なお、退職組合員は年払または月払のみとなります。

■共済掛金の払込方法と払込経路【契約概要】

(現職組合員)

1. 月払 毎月の賃金から控除します。
2. 半年払 12月と6月の特別手当から控除します。
3. 年払 12月の特別手当から控除します。

※1 所属の組合・組織によって掛金の控除方法が異なります。

※2 年払・半年払はキャンペーン時に限り申し込みできます。

※3 期中契約の場合は月払となります。

注意 夏期・年末特別手当の支給がない雇用形態の方で「半年払」「年払」を選択された場合は、「コンビ二払込票」で掛金の払込手続きが必要となります。

●払込方法の組み合わせ(併用)について

1. 半年払と年払を併用することはできません。
2. 月払は、半年払または年払との併用が可能です。月払のみのお支払いもできます。

(退職組合員)

1. 加入促進時の申し込みおよび更新契約の払込方法は年払または月払となります。年払は毎年11月20日、月払は毎月20日(金融機関が休業の場合は翌営業日)に口座振替となります。
2. 期中契約の申し込みの払込方法は月払のみとなります。毎月20日(金融機関が休業の場合は翌営業日)に口座振替となります。※口座振替が有効となるまではコンビ二払込となります。

■共済掛金の払込猶予期間【注意喚起情報】

更新契約および第2回目以降の共済掛金の払い込みについて、払込期日の翌日から1か月の払込猶予期間を設けています。ただし、細則に定める条件にあてはまる場合には、払込猶予期間は3か月とします。

■共済契約が失効となる場合【注意喚起情報】

払込猶予期間内に掛金が払い込まれなかった場合、共済契約は掛金の払込期日の翌日午前0時にさかのぼって効力を失います。

5. 契約証書の交付について【注意喚起情報】

ご契約をお引受けした場合は、「契約証書」をお送りします。「契約証書」に記載された契約内容がお申し込み内容と相違ないか、必ずご確認ください。

万一、契約内容が相違していたり、ご不明な点がございましたら、所属の組合・組織または電通共済生協までご連絡ください。「契約証書」は、重要な書類ですので、大切に保管してください。

■期中契約でのお申し込みの場合

キャンペーン・加入促進期間以外の期中契約での申し込みの場合、申込書の「本人控」を加入者証とし、契約証書は発行しませんので必ず保管してください。

※契約更新時に「契約証書」をお送りします。

6. 時効について【注意喚起情報】

共済金受取人が共済金を請求できる権利は、共済事故発生日の翌日から3年間で消滅します。お早めにご請求ください。

7. 利用分量割戻しについて【契約概要】

毎年の決算により、剰余金が生じた場合、法定の剰余金処分額を控除した後、総代会の議決を経て利用分量割戻金として共済契約者に

還元します。

※電通共済生協の共済制度には、満期共済金、配当金はありません。

8. 電通共済生協を脱退した場合の共済契約について

【契約概要】

当該共済契約の共済期間が終了するまでの期間(11月30日まで)を限度に契約を継続できます。ただし、契約の更新はできません。

- ※1 現職組合員は、退職組合員になることで共済契約を引き続きご利用できます。退職組合員の資格についてはP.1「**退職組合員**」を参照してください。
- ※2 退職組合員に加入しない場合は、電通共済生協を脱退時に共済期間終了までの掛金を一括で払い込んでいただきます。
- ※3 退職組合員に加入する場合は、契約更新までの間、契約している払込方法(月払、半年払)で掛金を払い込んでいただきます。半年払の契約は、加入促進等でお申し出がない場合、契約更新時に月払の契約に変更します。(退職組合員は半年払の契約がないためです。)

■遺族組合員について【契約概要】

共済契約者(組合員本人)が死亡により脱退し、退職組合員資格を満たしている場合、または既に退職組合員である場合、その配偶者が共済契約者となり遺族組合員として加入することができます。

なお、共済の利用は、遺族組合員が電通共済生協を脱退、除名または死亡脱退するまでの間とします。

※ただし、本人(亡くなられた組合員)契約以外を被共済者とする共済契約があることまたは、火災共済・自然災害共済の利用があることを条件とします。

総合(慶弔)共済

慶弔時に共済金をお支払いする電通共済生協の基本制度です。

※現職組合員の制度です。退職組合員の方のご利用はできません。

1. 保障の内容

■保障内容・共済金額(お祝金・お見舞金等)【契約概要】

共済項目名		共済金額	
祝金	結婚 (共済契約者が結婚した場合)	30,000円	
	出生 (共済契約者に子が誕生した場合)	20,000円	
	小学校入学 (共済契約者の子および扶養している兄弟姉妹が小学校に入学した場合)	10,000円	
	中学校卒業 (共済契約者の子および扶養している兄弟姉妹が中学校を卒業した場合)	10,000円	
	銀婚 (共済契約者が結婚後、夫婦ともに生存し、満25年に達した場合)	20,000円	
死亡見舞金	共済契約者本人	300,000円	
	配偶者	100,000円	
	親	30,000円	
	扶養している18歳未満の子	30,000円	
	死産児および上記以外の子	20,000円	
※1 障害見舞金	扶養している18歳未満の兄弟姉妹	20,000円	
	重度障害	300,000円	
	第2級	200,000円	
	第3級	100,000円	
見舞金 見舞金 見舞金	第4級	50,000円	
	要介護2以上の認定	50,000円	
※2 住宅災害見舞金	病気または負傷による療養のため連続した30日以上休業	15,000円	
	火災等	全焼・全壊	200,000円
		A 50%以上70%未満	180,000円
		半焼・半壊 B 30%以上50%未満	140,000円
		C 20%以上30%未満	100,000円
	一部焼・一部壊	50,000円 ^{以内}	
	風水害等	全壊・全流失	200,000円
		1/2壊以上 40%以上70%未満	100,000円
		1/3壊以上 20%以上40%未満	50,000円
		一部壊 ^{*3}	10,000円
床上浸水 ^{*4}	10,000円		
地震等	全焼・全壊	50,000円	
	半焼・半壊	25,000円	
	一部焼・一部壊 ^{*3} および床上浸水	10,000円	

※1 障害見舞金は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1の第1級～第11級に該当する場合、または慢性腎不全で特例(P.4「**障害見舞金**」の認定について参照)に該当する場合にお支払いします。

※2 共済契約者が現に居住する建物および建物内に収容されている家財が対象です。

※3 風水害等、地震等の一部壊とは、住宅・家財合算で20万円を超える損害をいいます。

※4 床上浸水は、床上浸水により契約の20%未満を損壊した場合をいい、損壊率に応じて1/2壊以上または1/3壊以上となる場合があります。

2. 共済契約の成立

■共済契約者(ご契約できる方)【契約概要】

電通共済生協の組合員で、発効日時点の満年齢が65歳以下の方。

ご契約できる方は、電通共済生協の職域に勤務されている方に限ります。

※退職組合員の方はご契約できません。

■共済契約の申し込みについて【注意喚起情報】

電通共済生協所定の申込書に必要事項を記入し、署名のうえ所属の組合・組織に提出してください。なお、書面の提出に代えて電磁的方法により加入申し込み、共済契約の申し込み等を行なうことができます。

■発効日【契約概要】

発効日は、組合・組織で申し込みを受け付けた日の翌月1日午前0時からとなります。

■共済期間と共済契約の更新【契約概要】

●共済期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間です。共済期間の途中で契約する場合は、共済契約の発効日から3月31日までが共済期間となります。

●満了する共済契約と同一内容(規約または細則の改正があったときは改正後の内容、共済掛金が改正された場合は、改正後の共済掛金)で4月1日を更新日として契約を更新します。

なお、制度改正(掛金改定を含む)など組合員に関する重要な事項は、組合員の代表(総代)による総代会で決定されます。

■契約証書の交付【注意喚起情報】

ご契約をお引き受けした場合は、「契約証書」をお送りします。契約証書に記載された契約内容がお申込内容と相違ないか、ご確認ください。

万一、契約内容が相違していたり、ご不明な点がございましたら、所属の組合・組織または電通共済生協までご連絡ください。

「契約証書」は重要な書類ですので、大切に保管してください。

3. 共済掛金

■共済掛金額【契約概要】

月払掛金 500円

■利用分量割戻金について【契約概要】

毎年の決算により剰余金が生じた場合、法定の剰余金処分額を控除した後、総代会の議決を経て利用分量割戻金として、共済契約者に還元します。

※電通共済生協の共済制度には、満期共済金、配当金はありません。

■共済掛金の払込方法・払込経路【契約概要】

●払込方法は、月払となります。

●組合・組織が申込書を受け付けた日の翌月の賃金から、毎月の共済掛金を控除します。

なお、第1回目の掛金控除の際に、出資金をあわせて控除します。

●所属の組合・組織により、共済掛金の払込経路が異なる場合がありますので、組合・組織にご確認ください。

■共済掛金の払込猶予期間【注意喚起情報】

更新契約および第2回目以降の共済掛金の払い込みについて、払込期日の翌日から1か月の払込猶予期間を設けています。

ただし、細則に定める条件にあてはまる場合には、払込猶予期間は3か月とします。

■出資について【契約概要】

電通共済生協組合員になるには1口100円の出資が必要です。

4. 契約締結後にご注意いただく事項

■契約が無効となる場合【注意喚起情報】

1. 共済契約者が共済契約の発効日または更新日にすでに死亡していたとき
2. 共済契約者が共済契約の発効日または更新日にこの組合の職域に勤務していないとき

■契約が消滅する場合【注意喚起情報】

1. 共済契約者が死亡したとき
2. 共済契約者がこの組合の職域を退職したとき
3. 共済契約者が3月31日時点で満65歳に達したとき

■共済契約が失効となる場合【注意喚起情報】

払込猶予期間内に掛金が払い込まれなかった場合、共済契約は払込期日の翌日午前0時にさかのぼって効力を失います。

■重大事由により共済契約を解除する場合【注意喚起情報】

電通共済生協は、次のいずれかに該当する場合には、共済契約を将来に向かって解除することができます。

1. 共済金の請求または受領に際し、共済契約者もしくは共済金受取人が詐欺行為を行ない、または行なおうとしたとき
2. 共済契約者または共済金受取人が、この組合に共済金を支払わせることを目的として故意に死亡見舞金の対象となる者を死亡させ、または死亡させようとしたとき
3. 前記、1.および2.のほか、この組合の共済契約者に対する信頼を損ない、当該共済契約の継続を困難とする重大な事由があるとき

■共済契約を解除する場合【注意喚起情報】

共済金の請求および受領に際し、共済金受取人または共済契約関係者が詐欺行為を行ない、または行なおうとしたとき電通共済生協は共済契約を将来に向かって解除することができます。

■共済契約が取り消しとなる場合【注意喚起情報】

共済契約者の詐欺または脅迫によって共済契約を締結した場合、電通共済生協はこの契約を取り消すことができます。

■共済契約の解約について【注意喚起情報】

1. この契約はいつでも将来に向かって解約することができます。解約する場合は、電通共済生協所定の用紙に必要事項を記入して所属の組合・組織に提出してください。
2. 共済期間途中で解約する場合は、解約受付日の翌日以降の共済契約者が指定した日または解約受付日の翌月1日のいずれか遅い日の午前0時から解約となります。

■保険料控除について

総合(慶弔)共済の共済掛金は、保険料控除の対象ではありません。

■通知義務(契約後に通知していただきたい事項)【注意喚起情報】

次の事由が発生した場合は、所属の組合・組織を通じて電通共済生協へ通知してください。

1. 共済契約者の氏名、住所・住居表示に変更があったとき
2. この組合に通知している配偶者、親、子および扶養している18歳未満の兄弟姉妹が、当該の続柄に該当しなくなったとき

5. 共済金(お祝金・お見舞金等)の請求事由が発生したとき

■共済金請求の手続きについて

共済金の請求は、所属の組合・組織にお申し出ください。なお、「祝金」および「親死亡見舞金」については、当組合ホームページから請求することもできます。

■時効について【注意喚起情報】

共済金受取人が共済金(お祝金、お見舞金等)を請求できる権利は、共済事由の発生日の翌日から3年間で消滅します。お早めにご請求ください。

6. 共済金(お祝金・お見舞金等)の支払いについて

■共済金をお支払いできない主な場合【注意喚起情報】

次のいずれかに該当する場合は、共済金をお支払いできません。なお、お支払いできないすべての内容を記載しているものではないため、詳細は「契約のしおり」をご参照ください。

1. 共済契約者または共済金受取人の故意または重大な過失により事由が発生したとき
2. 共済金受取人の犯罪行為により共済事由が発生し、この組合・組織が共済金の支払いを適当でないと判断したとき
3. 次の各号のいずれかの事由により生じた損害に対しては、住宅災害見舞金をお支払いできません。
 - ①住宅の欠陥および腐蝕、さび、かびその他の自然の消耗等による雨もり、台風等で雨が吹き込んだことによる雨もり。
 - ②火災等、風水害等、地震等に際し、共済の目的の物が紛失または盗難にあったことによる生じた損害。
 - ③屋外に置かれた家財または持ち出し家財である自転車および原付自転車の盗難。

※損壊を伴わない大雨、降雪等による建物への流入被害につ

いてお支払い対象となりません。

■住宅災害見舞金における保障の対象とならない主な家財

【注意喚起情報】

1. 通貨、預貯金証書(通帳および預貯金引き出し用の現金自動支払機用カードを含む。)、有価証券、乗車券(鉄道、船舶、航空機等の乗車船券および航空券、宿泊券、観光券ならびに旅行券をいい、定期券および回数券を含む。)、印紙、切手、クレジットカード、ローンカード、電子マネー(決済手段に使用される、通貨の先払い等によって金銭価値がデータ化されたものをいう。)、その他これらに類するもの
2. 貴金属、宝石・宝玉および貴重品ならびに書画、彫刻物その他の美術品
3. 稿本、設計書、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿その他これらに類するもの
4. 営業用の商品、半製品、原材料、器具備品、設備その他これらに類するもの
5. 自動車(道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)第2条第2項で定めるものをいう。)およびその付属品
6. 義歯、義肢、人工臓器その他これらに類する物
7. 動物、植物等の生物
8. データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

■共済金受取人について【契約概要】

1. 共済金受取人は、共済契約者本人となります。
2. 共済契約者本人が死亡した場合の共済金受取人は規約第7条(共済金受取人)の受取人順位に基づきます。共済金受取人の指定はできません。
3. 共済金受取人が2人以上いる場合は、代表者を定めなければなりません。

■障害見舞金の認定について【注意喚起情報】

障害見舞金は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1「障害等級表」に準じて認定を行ないます。障害者手帳の等級認定基準とは異なり、等級も全く異なりますので、障害者手帳での認定は行なえません。ただし、慢性腎不全による人工透析(血液透析・腹膜透析)を受けており、身体障害者手帳1級と認定されている場合には特例として障害見舞金をお支払いする場合があります。

■再共済について

死亡見舞金、住宅災害見舞金の一部について日本再共済生活協同組合連合会に再共済しています。

生命共済 〈ささえ愛〉

死亡または重度障害になったときの保障です。

1. 保障の内容

■保障内容・契約共済金額【契約概要】

- 「死亡に対する保障」「重度障害に対する保障」の共済です。
- 1口あたりの契約共済金額は100万円です。
※電通共済生協が認定する重度障害は、「労働者災害補償保険法施行規則別表第一」の障害等級(1級、2級、3級の2. 3. 4)にもとづきます。身体障害者手帳の等級による認定は行ないません。

2. 契約の種類・被共済者について

■契約の種類/被共済者の範囲【契約概要】【注意喚起情報】

	契約の種類		
	本人契約	配偶者契約	子ども契約
被共済者 (保障の対象となる方)	組合員本人 (共済契約者)	組合員の 配偶者	組合員と同一生計の子ども
新規・増口契約 できる方	12月1日(共済期間の開始日)現在、65歳以下で「健康告知事項」に該当しない方		12月1日(共済期間の開始日)現在、24歳以下で「健康告知事項」に該当しない組合員と同一生計の子ども
更新契約 できる方	更新日時点の満年齢による契約限度口数の範囲内で84歳まで更新できます。		更新日時点の満年齢24歳以下で組合員と同一生計の子ども ただし、扶養している場合のみ25歳以降も更新できます。

- 「健康告知事項」は、申込書に記載しています。健康告知事項に該当する場合は、新規契約および増口契約することができません。なお、すでにご契約されている口数の範囲内で更新する場合(減口含む)は、健康告知の必要はありません。
- 「同一生計」とは共済契約者と日々の消費生活において各々の収入および支出の全部または一部を共同して計算することであり、同居であることを要しません。
- 夫婦がともに電通共済生協の組合員である場合、同一の被共済者に対し、合わせて契約限度口数の範囲内で契約することができます。ただし、親子がともに電通共済生協の組合員である場合、それぞれが「本人契約」をしてください。「子ども契約」をしていた場合は、無効契約となり共済金は支払われません。
- 夫婦がともに電通共済生協の組合員の場合、同一の子どもに対して5口を限度に契約することができます。夫婦あわせて5口を超えて契約をしていた場合は、超過した分の契約は無効となります。

■告知義務について【注意喚起情報】

- 共済契約の申込みをする際には、申込書の「告知事項」について事実を正確に告げなければなりません。共済契約の申込日において、告知事項に該当する場合には、新規契約、増口契約の被共済者(保障の対象となる方)となることができません。
- 告知義務違反があった場合、「告知義務違反」として契約を解除することがあります。また、死亡・重度障害となった場合で、その原因が告知義務違反をした事実と因果関係があるときには共済金はお支払いしません。
- 告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による契約として契約の取り消しをし、共済金をお支払いできない場合があります。
- 期中契約の場合、健康告知日は、発効日から1ヶ月以内の日となります。
※すでにご契約されている口数を更新する場合は、健康告知の必要はありません。

3. 共済掛金と契約限度口数【契約概要】

■共済掛金額【契約概要】

1口(100万円保障)あたりの掛金額

2024年12月1日 時点の満年齢	本人・配偶者契約			子ども契約	
	月払	半年払	年払	半年払	年払
～35歳	155円	900円	1,800円	年齢に 関係なく 600円	年齢に 関係なく 1,200円
36～45歳	180円	1,050円	2,100円		
46～55歳	250円	1,450円	2,900円		
56～60歳	380円	2,250円	4,500円		
61～65歳	550円	3,200円	6,400円		
66～70歳	1,010円	5,850円	11,700円		
71～75歳	1,770円	10,250円	20,500円		
76～80歳	3,490円	20,150円	40,300円		
81～84歳	6,370円	36,750円	73,500円		

※子ども契約は
キャンペーン時
のみお申し込み
ができます。
月払はありません。

※キャンペーン、加入促進時以外での本人契約・配偶者契約の申し込みは、月払のみとなります。なお、退職組合員の半年払はありません。

※12月1日時点の満年齢で適用される掛金額は、共済期間12月1日～翌年11月30日までとなります。

共済期間内に誕生日を迎えても掛金額の変更はありません。

※保障の対象となる方1人あたりの掛金です。

※契約年齢とは、共済期間の開始日(12月1日)時点の満年齢です。

■契約限度口数と新規・増口契約時の限度口数【契約概要】

契約年齢により限度口数が異なります。()内は保障額です。

【現職組合員】

2024年12月1日 時点の満年齢	本人・配偶者契約	
	契約限度口数	新規・増口時の 限度口数
～60歳	50口(5,000万円)	50口(5,000万円)
61～65歳	30口(3,000万円)	20口(2,000万円) ^{※1}
66～70歳	20口(2,000万円)	新規・増口契約は できません。
71～75歳	10口(1,000万円)	
76～84歳	5口(500万円)	

※1 61～65歳の方は合計20口(2,000万円)を限度として新規・増口できます。従って、すでに20口以上契約がある場合は新規・増口できません。

子ども契約	
～24歳	5口(500万円)
25歳以上	扶養している場合のみ、24歳の契約満了時点の契約口数を継続契約できます。

【退職組合員】

2024年12月1日 時点の満年齢	本人・配偶者契約	
	契約限度口数	新規・増口時の 限度口数
～60歳	50口(5,000万円)	10口(1,000万円) ^{※2}
61～65歳	30口(3,000万円)	
66～70歳	20口(2,000万円)	新規・増口契約は できません
71～75歳	10口(1,000万円)	
76～84歳	5口(500万円)	

※2 合計10口(1,000万円)を契約限度口数として新規・増口が可能です。従って、すでに10口以上契約がある場合は新規・増口できません。

子ども契約	
～24歳	5口(500万円)
25歳以上	扶養している場合のみ、24歳の契約満了時点の契約口数を継続契約できます。

【注意】 契約更新日(12月1日)の年齢により共済掛金額または契約口数の最高限度が変更される場合があります。

4. 契約締結後にご注意いただく事項

■契約後に通知していただきたい事項【注意喚起情報】

次の場合は、所属の組合・組織を通じて電通共済生協へ通知してください。

1. 共済契約者の氏名、住所、住居表示に変更があったとき。
2. 離婚等で被共済者が被共済者の範囲に該当しなくなったとき。

■共済契約が無効となる場合【注意喚起情報】

1. 被共済者が発効日または更新日にすでに死亡していたとき。
2. 発効日または更新日にすでに被共済者の範囲外であったとき。

子ども契約の被共済者となることのできるのは、共済契約者と同一生計の24歳以下の子どもと扶養している25歳以上の子どもです。25歳以上の子どもが就職等で扶養からはずれた場合、子どもを被共済者とする契約の更新はできません。

3. 本人契約、配偶者契約、子ども契約の契約できる限度口数を超過して契約した場合の超えた口数。
4. この組合の組合員である子どもに対し、子ども契約をしていたとき。

■共済契約が消滅する場合【注意喚起情報】

共済期間中に被共済者が死亡したとき、または重度障害となり共済金をお支払いしたとき。

■重大事由により共済契約を解除する場合【注意喚起情報】

電通共済生協は、次のいずれかに該当する場合には、共済契約を将来に向かって解除することができます。

1. 共済金の請求または受領に際し、共済契約者もしくは共済金受取人が詐欺行為を行ない、または行なおうとしたとき。
2. 共済契約者または共済金受取人が、この組合に共済金を支払わせることを目的として故意に被共済者を死亡させ、または死亡させようとしたとき。
3. 前記、1.および2.のほか、この組合の共済契約者に対する信頼を損ない、当該共済契約の継続を困難とする重大な事由があるとき。

■共済契約を解除する場合【注意喚起情報】

次の場合、電通共済生協は共済契約を将来に向かって解除することができます。

1. 配偶者契約の被共済者が、婚姻関係の解消のため配偶者でなくなったとき。
2. 子ども契約の被共済者が、養子縁組の解消のため子どもでなくなったとき。

※被共済者である子どもが、同一生計外となった場合、当該共済契約の共済期間が終了するまでの期間(11月30日まで)を限度に契約を継続できます。ただし、契約の更新はできません。

3. 共済契約者または被共済者が、故意または重大な過失により、共済契約申込書のうち告知事項について事実でないことを告げたとき。

■共済掛金の返還について【注意喚起情報】

共済期間中に被共済者が死亡または重度障害となり共済金が支払われた場合は共済掛金を返還しません。

■保険料控除について

●生命共済(本人契約、配偶者契約、子ども契約)の共済掛金は、生命保険料控除の対象となります。

●生命保険料控除の概要

納税者が1年間に払い込んだ生命保険(共済)の保険料(掛金)について、一定の額がその年の所得から控除を受けることができ、所得税と住民税が軽減されます。

●生命保険料控除の対象となる契約と掛金額

1. 対象となる契約
本人契約、配偶者契約、子ども契約
※内縁関係の配偶者契約については、保険料控除の対象となりません。
2. 対象となる掛金額
当年中(1月1日から12月31日まで)に払い込んだ掛金の

合計額から、その年度に支払われた利用分量割戻金を差し引いた金額が控除の対象となります。

5. 共済金の請求事由が発生したとき

■共済金請求の手続きについて



各共済金請求の提出書類は以下のとおりです。

提出書類 共済金の種類	共済金 請求書	死亡診断書 (死体検案書) (この組合が 定める書式)	後遺障害 診断書等
死亡共済金	○	○	
重度障害共済金	○		○

※○は必要書類 ※その他の書類が必要となる場合があります。

●死亡診断書の代用

次の場合は死亡診断書を電通共済生協所定以外の「死亡診断書(死体検案書)」または「市(区町村)役所等で発行される死亡日・死因の記載がある証明書(死亡診断書付死亡届など)」で代用できます。

1. 共済契約の発効日から2年以上経過して共済事故が発生した契約
2. 死亡原因が災害死亡であることが明らかな場合

●「後遺障害診断書等」とは以下のものをいいます。

1. 電通共済生協所定の「後遺障害診断書」
2. 他共済・保険等の「後遺障害診断書」および次のいずれかの書類
 - (1)労働者災害補償保険支給決定・支払振込通知書または支給決定通知書
 - (2)公務災害認定通知書
 - (3)自賠責共済(保険)の後遺障害等級認定票
3. この組合が定める後遺障害認定するために必要な情報が記載されている書類

●その他必要書類について

1. 共済金受取人を確定するための書類(共済金受取人が複数いる場合)
 - (1)同順位者全員が記載されている戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)コピー
 - (2)同順位者全員の委任状
 - (3)同順位者全員の印鑑証明
 ※受取人については、下記「■共済金受取人について」を参照してください。
2. 共済金の支払い要件を満たしているか確認するための書類(承諾書等)

●各種証明書等の取得のための費用は共済金受取人の負担となります。

6. 共済金の支払いについて

■共済金受取人について【注意事項情報】

- 共済金受取人は、共済契約者本人となります。
- 共済契約者本人が死亡した場合の共済金受取人は、事業規約第9条(共済金受取人)の受取人順位に基づきます。共済金受取人の指定はできません。

- | | |
|------|--|
| 第1順位 | 共済契約者の配偶者(内縁関係を含む。ただし、共済契約者または、内縁関係にある者に婚姻の届出をしている配偶者がいる場合は除く) |
| 第2順位 | 共済契約者の死亡当時、主としてその収入により生計を維持していた子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹および甥姪 |
| 第3順位 | 共済契約者の死亡当時、主としてその収入により生計を維持していた第2順位に該当しない親族 |
| 第4順位 | 第2順位に該当しない共済契約者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹および甥姪 |

第2順位および第4順位の受取人については、共済契約者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、甥姪の順位となります。なお、父母については、養父母を先にし、実父母を後に、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にします。

- 共済金受取人が2人以上いる場合は、代表者を定めなければなりません。

■重度障害共済金の認定について【注意喚起情報】

重度障害共済金は労働者災害補償保険法施行規則別表第1障害等級表に準じて認定を行ない、第1級から第3級の2、3、4に該当する場合にお支払いします。身体障害者手帳の認定基準、等級とは全く異なりますので障害者手帳による認定は行なえません。

■共済金をお支払いできない主な場合【注意喚起情報】

- 次のいずれかに該当する場合には、共済金をお支払いできません。
 1. 被共済者(保障の対象となる方)が共済契約の発効日から1年以内に自殺したとき。
 2. 被共済者が共済契約の発効日から1年以内に自殺行為または故意(自殺行為を除く)により重度障害になったとき。
 3. 共済金受取人が故意に共済金を受け取ることを目的とした行為があったとき。

※お支払いできないすべての内容を記載しているものではありません。詳細は「契約のしおり」をご確認ください。

- 告知義務違反の場合には、共済金をお支払いできない場合があります。P.4「■告知義務について」もご確認ください。

■共済金が減額となる場合【注意喚起情報】

新規契約・増口契約後、健康告知日において共済契約者または被共済者が、罹患していた疾病および受傷していた傷害の事実を知らず、早期に共済金支払い事由が発生した場合、以下のとおり、減額した共済金をお支払いします。

1口あたりの支払い共済金額(死亡、重度障害)	
発効日から 60日以内	30万円
発効日から180日以内	50万円

※上記の減額は、新規契約・増口契約口数分に対して適用します。※健康告知が虚偽であった場合は、契約を解除し、共済金は支払いません。

■共済金と課税

死亡共済金を受け取った場合は、課税の対象となります。重度障害共済金については非課税です。

1. 共済金の課税・非課税について
 - (1)死亡共済金 …………… 課税対象
 - (2)障害共済金 …………… 非課税対象
 ※障害共済金は、共済金受取人が被共済者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族の場合、非課税となります。

2. 死亡共済金の税法上の取扱い

死亡共済金にかかる税金は契約者・被共済者・受取人の関係によって異なります。

	被共済者	共済金受取人	税の種類
生命共済	組合員本人	規約に定めた共済金受取人	相続税
	配偶者・子ども	契約者(組合員本人)	所得税

3. 共済金受取人への通知

- (1)共済金受取人には、共済金支払後の翌月10日までに「共済金のお支払いについてのご連絡」を自宅に郵送します。
- (2)共済金受取人は、「共済金のお支払いについてのご連絡」に基づき共済金受取人所轄の税務署に相続税または所得税の確定申告として申告を行なってください。マイナンバー(個人番号)制度の導入に伴ない、電通共済生協より税務署へ提出する法定調書(生命保険金・共済金受取人別支払調書)上に個人番号の報告が義務付けられました。100万円を超える死亡共済金をお支払いする場合、電通共済生協より共済金受取人にマイナンバー(個人番号)報告に関するご案内をお送りしますのでご協力をお願いいたします。

火災共済(すまいる)&自然災害共済(おまかせ)

火災や自然災害などによる住宅や家財の損害を保障します。

1. 保障の内容

■制度概要【契約概要】

火災共済(すまいる)	+	自然災害共済(おまかせ)				
火災等のほか、風水害等による損害を保障します。 ※地震・噴火・津波の保障はありません。		火災共済(すまいる)にセットする制度で、風水害等・地震等・盗難による損害を保障します。 (契約タイプ)タイプにより、掛金額やお支払いする共済金が異なります。				
		<table border="1"> <tr> <td>ベーシック</td> <td>事業規約や契約証書では「タイプB」と表記します。 (大型タイプから名称が変更となりました。)</td> </tr> <tr> <td>エコノミー</td> <td>事業規約や契約証書では「タイプE」と表記します。 (標準タイプから名称が変更となりました。)</td> </tr> </table>	ベーシック	事業規約や契約証書では「タイプB」と表記します。 (大型タイプから名称が変更となりました。)	エコノミー	事業規約や契約証書では「タイプE」と表記します。 (標準タイプから名称が変更となりました。)
ベーシック	事業規約や契約証書では「タイプB」と表記します。 (大型タイプから名称が変更となりました。)					
エコノミー	事業規約や契約証書では「タイプE」と表記します。 (標準タイプから名称が変更となりました。)					

※下表の*がついている共済金については、保障の対象である住宅に「付属建物および付属工作物(住宅敷地内の物置、納屋、車庫、門、塀、垣、カーポート等)」を含みます。

○:保障されます(共済金の対象となる損害) ×:保障されません

共済金をお支払いする主な損害の説明と支払要件	契約	火災共済 + 自然災害共済	火災共済 のみ
火災、落雷、破裂・爆発 火災(消防活動による水ぬれを含みます)、落雷または破裂・爆発(気体または薬品等の急激な膨張による破裂・爆発)の損害の場合。 住宅または家財の損害額が1,000円を超える場合にお支払いします。		○	○
車両の飛び込み、建物外部からの物体の落下、飛来 ①車両またはその積載物の衝突または接触による損害の場合。 「車両」を人が運行中の場合に限りお支払いします。なお、自然現象と相当の因果関係がある場合は該当しません。 ②建物外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊による損害の場合。ただし、風水害等または砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来による損害を除きます。		○	○
突発的な第三者の直接加害行為 突発的な第三者の直接加害行為による損害の場合。 他人(加害者)の行為により、住宅または家財に損壊(汚損も含む)が生じ、損害額が5万円以上の場合にお支払いします。		○	○
他人の住居からの水漏れ、給排水設備の事故*による水ぬれ 給排水設備、または共済契約関係者以外の者が占有する戸室で生じた不測かつ突発的な事故による漏水、放水、いっ水による水ぬれの場合にお支払いします。 ただし、風水害等によるもの、雨水等の吹き込みおよび漏水によるもの、共済契約関係者の所有する建物および家財に最初から存在する欠陥または腐蝕、さび、かびその他の自然の消耗等によるものを除きます。 ※給排水設備の事故については、給排水設備のみの損害は保障されません。		○	○
台風、豪雨、洪水、降ひょう、降雪 台風、旋風、突風、暴風雨、豪雨、高潮、洪水、降ひょう、降雪、雪崩れ、これらによる地すべり・土砂崩れによる損害の場合。 住宅または家財の損害額が1,000円を超える場合にお支払いします。 ※浸水による損害は床上浸水に限り、雨水等の吹き込み、浸み込みまたは漏入による住宅内部または家財の損害は、次の1. 2. に該当するものに限ります。 1. 住宅の外部(住宅の外壁、屋根、開口部等という)の損壊を伴うもの 2. 給排水設備の不測かつ突発的な事故によるもの ※損壊とは、建物外部の壊れ、破れ、亀裂、傷、傾斜、変形およびずれをいいます。 ※床上浸水とは、居住部分の床面(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除く)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいう)から45cmを超える浸水により、日常生活を営むことができない場合をいい、床面以上に土砂が流入した場合を含みます。		○	○
地震、噴火、津波 地震・噴火・津波を原因とする火災、損壊、埋没または流失による損害の場合。 住宅または家財の損害額が100万円を超える場合にお支払いします。 ※住宅の損害額が100万円を超える場合、家財契約も含め共済金をお支払いします。		○	×
盗取・損傷・汚損 建物および家財について生じた盗取、損傷または汚損による損害の場合。 盗難により損害が生じ、所轄警察署に被害を届け出て、盗難と受け付けられた場合にお支払いします。 ※現金(家財契約)は、盗取金額が1万円以上の場合、お支払いします。 ※住宅内の家財の損害や盗難(盗取)の保障は「家財契約」が必要です。		○	△

※上記、車両の飛び込み、建物外部からの物体の落下、飛来、突発的な第三者の直接加害行為、他人の住居からの水漏(ぬ)れ損害については、共済契約関係者およびこれらの者と当該事故の発生に関わった者の加害行為による損害は除きます。
 ※ご契約が「住宅のみ」の場合、家財の損害は保障されません。また、「家財のみ」の契約の場合、住宅の損害は保障されません。

※損傷、汚損により損害額が5万円以上の場合が対象です。
 ※盗取は対象外です。

火災共済(すまいる)&自然災害共済(おまかせ) | 交通災害共済(しぐなる) | 医療・傷害(MYセーフティ) | 生命共済(マイスエー) | 総合(慶弔)共済 | 契約にあたっての各共済共通項目

■保障内容・お支払いする共済金【契約概要】

- 火災共済は、火災等、風水害等により住宅または家財に損害(損壊)が生じた場合に共済金をお支払いします。
- 自然災害共済は、風水害等、地震等、盗難により住宅または家財に損害(損壊)が生じた場合に共済金をお支払いします。
※自然災害共済は、「ベーシック」または「エコノミー」のどちらかを選択し、火災共済に付帯する制度です。火災共済の契約がない場合は自然災害共済を契約することはできません。

(住宅契約・家財契約共通)

共済項目 (損害の程度)	お支払いする共済金		
	火災共済	自然災害共済 【ベーシック】	自然災害共済 【エコノミー】
火災等	全焼・全壊(70%以上) 半焼・半壊(20%以上70%未満) 一部焼・一部壊(1,000円超20%未満) ※支払限度額： 100,000円×契約口数	—	—
風水害等 (建物の損壊 または床上 浸水による 損害)	全 損、全流失(70%以上)	30,000円×契約口数	70,000円×契約口数
	半 損(50%以上70%未満)	18,000円×契約口数	損害額*4-火災共済で支払われる共済金 ※支払限度額
	半 損(20%以上50%未満)	15,000円×契約口数	損害額*4-火災共済で支払われる共済金 ※支払限度額：5万円×契約口数
	一部損(1,000円超20%未満)	損害額×45% ※支払限度額： 6,000円×契約口数	損害額*4-火災共済で支払われる共済金 【自然災害共済と火災共済が同口数の場合】 10万円×契約口数 - 火災共済で支払われる共済金 【自然災害共済の口数が火災共済より少ない場合】 次のいずれか高い額が限度となります。 ・10万円×契約口数-火災共済で支払われる共済金 ・10万円×契約口数×70%
地震等 ※1	全壊・全焼(70%以上)	—	30,000円×契約口数
	大規模半壊・大規模半焼 (50%以上70%未満)	—	18,000円×契約口数
	半壊・半焼(20%以上50%未満)	—	15,000円×契約口数
	一部壊・一部焼(100万円超)	—	3,000円×契約口数
盗難	盗取、汚損、損傷*2	— ※3	損害額 ※支払限度額：100,000円×契約口数

- ※1 地震等による火災は、地震等による損害として、自然災害共済で保障されます。火災共済では保障の対象とはなりません。
- ※2 通貨の盗難…20万円または10万円×家財の契約口数のいずれか低い額を限度とします。
預貯金証書の盗難…200万円または10万円×家財の契約口数のいずれか低い額を限度とします。
持ち出し家財の盗難…契約物件から持ち出された家財が日本国内の他の建物内で盗難にあった場合にお支払いします。ただし、100万円または10万円×家財の契約口数の20%のいずれか低い額を限度とします。
- ※3 住宅や家財の汚損・損傷で5万円以上の損害がある場合は、火災共済の火災等共済金(突発的な第三者の直接加害行為)の共済金を優先してお支払いします。
- ※4 家財契約の半損時において家財の損害額は原則、「建物の損壊率×自然災害共済・家財契約の契約口数×10万円」とみなします。
ただし、家財の損害額の認定が可能な場合で家財の認定額がみなしの損害額を超える場合は、家財の認定額を損害額とします。

○風水害等により付属建物・付属工作物に損害が生じた場合の取扱い
火災共済の一部損、自然災害共済(ベーシック・エコノミー)の半損・一部損においては、付属建物・付属工作物に生じた損害を「住宅の損害額」に含めて支払共済金を算出しますが、その際に「含めることができる金額」については次の金額が上限となります。
・火災共済：10万円×住宅契約の契約口数×10%
・自然災害共済・ベーシック：10万円×住宅契約の契約口数×10%
・自然災害共済・エコノミー：5万円×住宅契約の契約口数×10%

○地震等により付属建物・付属工作物に損害が生じた場合の取扱い
地震等により付属建物・付属工作物に損害が生じた場合は、一定の条件に該当する場合、「付属建物等特別共済金」をお支払いします。詳細は、P.9をご参照ください。

■その他のお支払い【契約概要】

【火災共済(すまいる)】

持ち出し家財共済金	一時的に持ち出された家財のうち、日本国内の他の建物内において火災等による損害が生じた場合にお支払いします。1事故につき家財の契約共済金額の20%、または100万円のいずれか少ない額が限度です。
臨時費用共済金	1事故1世帯あたり、建物、家財の火災等共済金の額または風水害等共済金の額の15%または200万円のいずれか少ない額が限度です。
失火見舞費用共済金	失火により第三者(隣家など)に被害を与え自己の費用でお見舞金を支払った場合に第三者1人あたり40万円を限度としお支払いします。1事故につき、総額で1世帯あたり100万円、または契約共済金額の20%のいずれか少ない額が限度です。
漏水見舞費用共済金 (耐火契約者のみ)	第三者に水濡れ損害(火災、破裂および爆発を原因とする事故を除く)を与え、自己の費用でお見舞金を支払った場合にお支払いします。1事故につき第三者1人あたり15万円、総額で50万円、または契約共済金額の20%のいずれか少ない額が限度です。
修理費用共済金 (耐火契約者のみ)	貸主の建物に損害を与え、自己の費用で修理を行なった場合にお支払いします。1事故1世帯あたり100万円、または契約共済金額の20%のいずれか少ない額が限度です。

【自然災害共済(おまかせ)】

傷害費用共済金	火災等や盗難が発生した場合、または、風水害等・地震等による事故が発生し共済金が支払われる場合で、共済の目的である建物内において、契約者または契約者と同一生計の親族が当該事故により、事故日から180日以内に死亡または身体障害になった場合、1事故1名につき最高600万円支払われます。 死亡(本人・同一生計の親族) 10,000円(1口あたり) 障害(本人・同一生計の親族) 10,000~400円(1口あたり)
地震等特別共済金	地震等のとき、建物の損害額が20万円を超え100万円以下の場合で、支払要件を満たしている場合お支払いします。(支払要件：契約口数(住宅契約+家財契約)20口以上 ベーシック：45,000円/エコノミー：30,000円) ※共済金額は一世帯あたりです。
付属建物等特別共済金	付属建物および付属工作物に地震等の損害額が20万円を超えた場合で、支払要件を満たしている場合にお支払いします。(支払要件：住宅契約口数20口以上 ベーシック：30,000円/エコノミー：対象外) ※共済金額は一世帯あたりです。

■再取得価額保障【契約概要】

損害額は、同程度のものを再取得するために必要な標準的費用(再取得価額)で算出します。ただし、電通共済生協が定める「住宅災害損害認定基準」によります。

なお、他の火災保険(共済)等に契約がある場合は、共済金の支払調整を行なうことがあります(P.14「■他の共済・保険などに契約

している場合のお支払いについて」参照)。重複する保険会社・共済組合から照会等があった場合は、契約内容および共済金支払いに関する情報を提供することがあります。

※ブランド品や骨董品などの付加価値は、再取得価額には反映されず、「住宅災害損害認定基準」の価額の範囲内でお支払いします。

2. 契約の範囲・条件

■契約できる建物・家財について【契約概要】



「住宅」と「家財」の契約は、契約する物件により条件があります。



※住宅のみのご契約の場合、家財は保障の対象になりません。

■保障の範囲【契約概要】

〈住宅契約〉

住宅契約をしている場合の建物の保障範囲は以下のとおりです。

	火災共済(すまいる)		自然災害共済(おまかせ)		
	火災等	風水害等	風水害等	地震等	盗難
建物	○	○	○	○	○
※2 従物	○	○	○	○	○
※2 付属設備	○	○	○	○	○
※2 付属工作物	○	○	○	※1	-
※2 付属建物	○	○	○	※1	-

〈家財契約〉

家財契約をしている場合の保障する家財を収容する建物の範囲は以下のとおりです。

	火災共済(すまいる)		自然災害共済(おまかせ)		
	火災等	風水害等	風水害等	地震等	盗難
建物	○	○	○	○	○
※2 従物	○	○	○	-	-
※2 付属設備	○	○	○	-	-
※2 付属工作物	○	○	○	-	-
※2 付属建物	○	○	○	-	-

※1 一定の条件に該当する場合は、付属建物等特別共済金の対象となります。
※2 これらの定義については、「契約のしおり」を参照してください。

■契約できる物件数【契約概要】

1棟1契約(1物件)とし、2物件まで契約することができます。

■共有名義の物件について【契約概要】

●共有名義の場合、組合員本人または組合員本人と同一生計の親族の共有名義であれば、1棟全体を契約することができます。

●それ以外の方との共有名義の場合は、組合員または組合員本人と同一生計の親族の方が所有する割合のみを契約することができます。

※同一生計とは、共済契約者と日々の消費生活において各々の収入および支出の全部または一部を共同して計算することであり、同居であることを要しません。

■契約できない主な建物について【契約概要】

1. 空家となっている住宅の新規・増口契約はできません。
2. 事務所・店舗のみの建物は契約できません。

3. 日常的に人が居住しない別荘、リゾートマンション等は契約できません。
4. 法人所有の建物等は契約できません。
5. 事務所・店舗を兼ねた「併用住宅」は用途等により契約できない場合があります。(注1)
6. 賃貸を目的とする「共同住宅」(延べ坪数の50%以上を組合員本人と同一生計親族の者以外に賃貸している建物)は契約できません。(注2)

■事務所・店舗等を兼ねた併用住宅について(注1) 【契約概要】

事務所・店舗等の用途を兼ねる住宅を「併用住宅」といいます。併用住宅は、次の2つの要件を満たす場合は建物全体を契約できます。

(1)事務所・店舗等部分の面積が居住部分の面積以下かつ20坪未満であること。

(2)次の用途の事務所・店舗ではないこと。

- ①常時10人以上が業務に従事する事務所 ②火薬類専門販売業および再生資源集荷業 ③作業員宿舎、簡易宿泊所および、住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)等に基づく民泊サービス(宿泊料を受けて人を宿泊させる営業) ④風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)に定める風俗営業(風俗営業とは、キャバレー、マージャン屋、パチンコ店等をいいます) ⑤映画館、劇場および遊技娯楽場 ⑥工場、作業場(常時5人以上が作業に従事するもの)、倉庫および車庫

※上記(1)(2)の要件を満たさない場合で、居住部分に組合員本人または組合員本人と同一生計の親族が居住している場合は、居住する部分のみ契約できます。

【建物全体が契約できます】



【組合員※居住部分のみ契約できます】



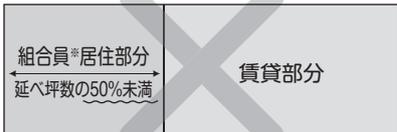
※「組合員」には、組合員本人と同一生計の親族の場合も含まれます。

■賃貸を目的とする共同住宅について(注2) 【契約概要】

アパートやマンションなどを経営し他人に賃貸している建物が、賃貸目的の共同住宅にあたります。なお、「共同住宅」とは、1つの建物の中に複数の世帯が入居しているものをいいます。

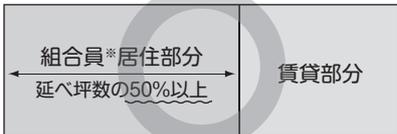
【建物全体が契約できません】

組合員*の居住部分が延べ坪数の50%未満



【建物全体が契約できます】

組合員*の居住部分が延べ坪数の50%以上



※「組合員」には、組合員本人と同一生計の親族の場合も含まれます。

■1棟の定義について ■印:柱の位置

●1棟として契約

主要構造(外壁、柱、小屋組、梁および屋根)のうち、いずれも独立して具備したものを1棟とします。

例① 代表的な1棟

例② AとBは合わせて1棟

例③ AとBは合わせて1棟

例④ ABの間で共通口(ドア等)がある場合は全体で1棟

例⑤ ABを接続する建物が独立した単なる通路でない場合

●2棟として契約

例① ABの間で共通口(ドア等)がない場合はそれぞれが1棟

例② AとBはそれぞれが1棟

2棟として契約する場合は、住所の末尾に「母屋」「離れ」や「東」「西」等を記入してください。

■保障の対象とならない主な家財 【契約概要】

- 通貨、預貯金証書(通帳および預貯金引き出し用の現金自動支払機用カードを含む)、有価証券、乗車券(鉄道、船舶、航空機等の乗車船券および航空券、宿泊券、観光券ならびに旅行券をいい、定期券および回数券を含む)、印紙、切手、クレジットカード、ローンカード、電子マネー(決済手段に使用される、通貨の先払い等によって金銭価値がデータ化されたものいう)、その他これらに類するもの
- 貴金属、宝石・宝玉および貴重品ならびに書画、彫刻物その他の美術品
- 稿本、設計書、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿その他これらに類するもの
- 営業用の商品、半製品、原材料、器具備品、設備その他これらに類するもの
- 自動車(道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)第2条第2項で定めるものをいう。)およびその付属品
- 義歯、義肢、人工臓器その他これらに類する物
- 動物、植物等の生物
- データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

※詳細は「契約のしおり」をご確認ください。

■自然災害共済の契約について 【契約概要】

- 自然災害共済は、火災共済に契約している住宅、家財ごとの契約となります。
- 物件ごとに契約タイプ(ベーシック/エコノミー)を選択できます。1物件で「ベーシック」と「エコノミー」の併用はできません。
- 自然災害共済の契約口数は、火災共済の住宅・家財それぞれの契約口数の1/2 ~ 同口数の間で1口単位で契約してください(1/2口数に1口未満の端数が生じた場合は切り上げとします)。
- 火災共済の契約が終了したときは、自然災害共済の契約も同時に終了します。

■火災共済に自然災害共済を付帯しない場合 【契約概要】

火災共済に自然災害共済を付帯しない場合(火災共済のみ契約の場合)、地震等(地震・噴火・津波を原因とする火災、損壊、埋没または流失による損害)の保障はありません。

■空家契約について 【契約概要】

- 火災共済の契約がある住宅が空家になったとき、電通共済生協が定める条件を満たし、その住宅の外部および内部を月1回以上見回り、点検等の管理ができる場合に限り空家契約ができます。ただし、新規・増口契約や自然災害共済のタイプ変更(エコノミー

からベーシックへの変更をいいます)をすることはできません。

●空家契約には「空家契約申請書」の提出が必要です。また、空家の状態が解消され、空家契約を解除する場合には、「空家契約解除申請書」の提出が必要です。

■告知義務について【注意喚起】

共済契約の申込みをする際には、申込書の「告知事項」(建物構造区分・建物用途・他の契約の有無など)について事実を正確に告げなければなりません。告知義務違反があった場合には、共済金をお支払いできない場合があります。

■耐火構造・木造について

※当組合の建築区分は他の損害保険会社等の構造級別(M構造/H構造)と取り扱いが異なりますのでご注意ください。

●「耐火構造の建物」とは、右記の1、2のいずれかに該当するものをいいます。

をいいます。

1. 建物の主要構造物のうち、柱、梁(はり)、および床がコンクリート造りまたは鉄骨を耐火被覆したもので組み立てられ、屋根、小屋組および外壁のすべてが不燃材で造られたもの
 2. 外壁のすべてが下記のいずれかに該当する建物
 - ①コンクリート造り
 - ②コンクリートブロック造り
 - ③れんが造り
 - ④石造り
 - ⑤土蔵造り
 - ⑥ALC板(厚さ50mm以上)
- 「木造の建物」とは、耐火構造の建物以外のものをいいます。
※2×4(ツーバイフォー)工法は、木造契約です。

3. 共済掛金と契約限度口数

■共済掛金額と契約限度口数【契約概要】

「共済掛金額」および「契約限度口数」は、次のとおりです。

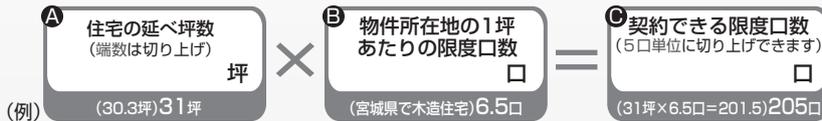
住宅契約

・住宅契約の限度口数は、「物件所在地」「建物の構造【木造・耐火構造】」「延べ坪数」によって決まります。
・最高限度口数400口[4,000万円保障(火災等の場合で1口最高10万円保障)]

●物件所在地による1坪あたりの契約できる限度口数

契約物件の所在地	1坪あたりの契約できる限度口数	
	木造	耐火
青森・岩手・熊本・大分・宮崎・鹿児島	5.5口	7口
北海道・秋田・山形・群馬・鳥取・島根・香川・徳島・愛媛・高知・佐賀・長崎	6口	
宮城・福島・栃木・茨城・山梨・長野・新潟・富山・石川・福井・岐阜・三重・岡山・山口・広島・福岡・沖縄	6.5口	8口
埼玉・千葉・静岡・愛知・滋賀・奈良・和歌山・兵庫	7口	
東京・神奈川・京都・大阪	8口	9口

火災共済(すまいる)



自然災害共済(おまかせ) (エコノミー・ベーシック共通)



火災共済の計算のポイント

- ①住宅の延べ坪数を調べます。1坪=3.3㎡です。集合住宅の共用部分は延べ坪数に含まれません。
- ②住宅の構造が「木造」か「耐火構造」かを確認します。構造については、上記「■耐火構造・木造について」をご覧ください。
- ③住宅の物件所在地の1坪あたりの限度口数を上記の表で確認します。
- ④契約できる限度口数は5口単位で切り上げて契約できます。

自然災害共済の計算のポイント

- ①火災共済(住宅)の加入口数の払込方法ごとに1/2口数~同口数以内での契約となります。1/2口数の契約の際に端数がでた場合は、切り上げた口数で契約してください。

家財契約

・家財契約の限度口数は、「世帯主の年齢」と「世帯人数」によって決まります。
・最高限度口数200口[2,000万円保障(火災等の場合で1口最高10万円保障)]

●世帯主の年齢・世帯人数による限度口数

世帯主の年齢	世帯人数				
	1人	2人	3人	4人	5人以上
30歳未満	60口以内	90口以内	140口以内	170口以内	200口以内
30歳以上35歳未満	居住面積が10坪以上であれば90口以内	130口以内			
35歳以上40歳未満		150口以内	160口以内		
40歳以上	90口以内	180口以内	190口以内	200口以内	

※年齢は2024年12月1日時点の満年齢です。
※世帯人数は共済期間の開始日(2024年12月1日)時点の人数です。

火災共済(すまいる)



自然災害共済(おまかせ) (エコノミー・ベーシック共通)



火災共済の計算のポイント

- ①世帯主の年齢は2024年12月1日時点の満年齢です。
- ②世帯人数は「世帯主」も含まれます。
- ③上記の表「世帯主の年齢・世帯人数による限度口数」から契約できる限度口数を確認します。
- 注)家財契約のみの場合でも住宅の構造が「木造」か「耐火構造」かを確認します。構造については、上記「■耐火構造・木造について」をご覧ください。

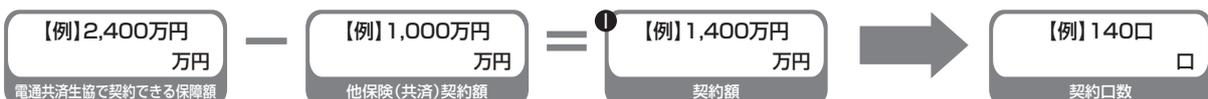
自然災害共済の計算のポイント

- ①火災共済(家財)の加入口数の払込方法ごとに1/2口数~同口数以内での契約となります。1/2口数の契約の際に端数がでた場合は、切り上げた口数で契約してください。

《参考》他の共済・保険などと重複契約になる場合の目安について

重複契約になる場合は、下表を参考に、電通共済生協の契約限度口数(契約できる保障額)からすでに契約している他の火災保険(共済)等の契約金額を差し引いた額で契約することをおすすめします。

※「住宅契約」、「家財契約」とも被害の程度に関わらず支払調整の対象となる場合があります。



① ÷ 10万円

掛金額

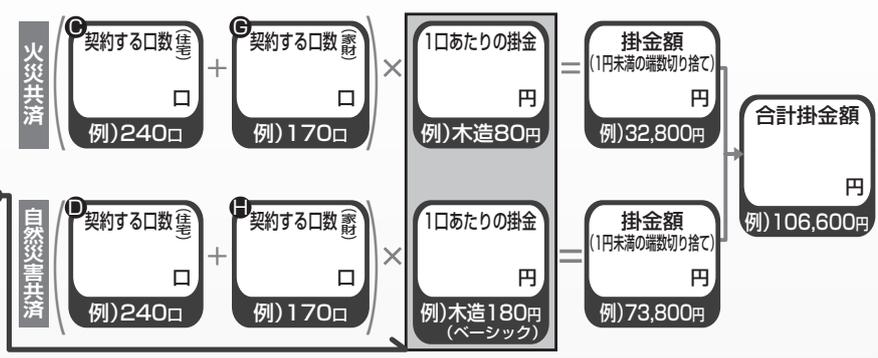
ご自身が契約した場合の掛金額を計算してみましょう。
 火災共済…P.11の◎と④の限度口数に基づき何口の加入をお考えですか？
 自然災害共済…P.11の◎と④の限度口数に基づき何口の加入をお考えですか？

〈現職組合員の方〉

1口あたりの掛金額は全国共通です。

	払込方法	火災共済	自然災害共済	
			ベーシック	エコノミー
木造	月払	7円	15.5円	11円
	半年払	40円	90円	65円
	年払	80円	180円	130円
耐火	月払	3.5円	8.5円	6円
	半年払	20円	50円	35円
	年払	40円	100円	70円

※住宅契約・家財契約とも共通

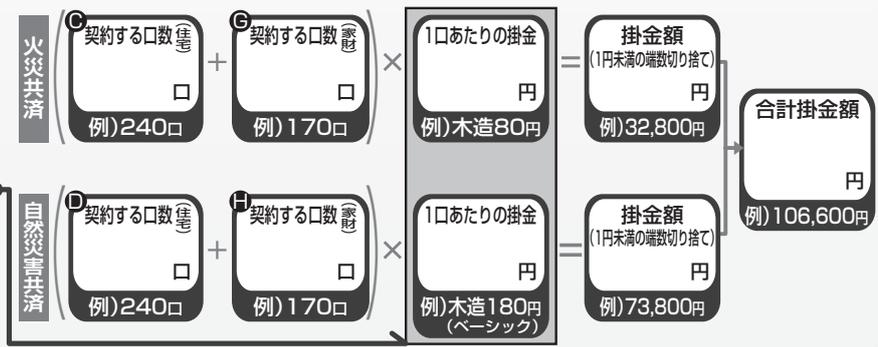


〈退職組合員の方〉

1口あたりの掛金額は全国共通です。

	払込方法	火災共済	自然災害共済	
			ベーシック	エコノミー
木造	月払	7円	15.5円	11円
	半年払	40円	90円	65円
	年払	80円	180円	130円
耐火	月払	3.5円	8.5円	6円
	半年払	20円	50円	35円
	年払	40円	100円	70円

※住宅契約・家財契約とも共通



共済掛金の払込方法と払込経路

注意喚起情報

〈現職組合員の方〉

● 払込方法の種類

- ①月払 毎月の賃金から控除します。
- ②半年払 6月と12月の特別手当から控除します。
- ③年払 12月の特別手当から控除します。

※所属の組合・組織によって掛金の控除方法が異なります。

※夏期・年末特別手当の支給がない雇用形態の方で「半年払」「年払」を選択された場合は、「コンビニ払込票」で掛金の払込手続きが必要となります。

● 払込方法の組み合わせ（併用）について

- ①月払は、半年払または年払との併用が可能です。
 - ②半年払と年払を併用することはできません。
- ※月払のみのお支払いもできます。

例えば…

物件1				
火災共済〈すまいる〉		自然災害共済〈おまかせ〉		
住宅契約	家財契約	住宅契約	家財契約	
半年払	半年払	—	—	○できます。
月払 年払	年払	月払 年払	年払	○できます。月払と年払の併用は可能です。
半年払	月払 半年払	半年払	月払 半年払	○できます。月払と半年払の併用は可能です。
月払	年払	年払	月払	Xできません。自然災害共済の各契約は、払込方法を火災共済の各契約と揃える必要があります。
半年払 年払	—	半年払 年払	—	Xできません。半年払と年払を併用することはできません。

〈退職組合員の方〉

● 払込方法の種類

- ①月払 毎月20日に口座振替となります。
- ②年払 毎年11月20日に口座振替となります。

※金融機関が休日の場合は翌営業日となります。

● 払込方法の組み合わせ（併用）について

- ①月払は、年払との併用が可能です。
- ※月払のみのお支払いもできます。

例えば…

物件1				
火災共済〈すまいる〉		自然災害共済〈おまかせ〉		
住宅契約	家財契約	住宅契約	家財契約	
月払	月払	—	—	○できます。
月払 年払	年払	月払 年払	年払	○できます。月払と年払の併用は可能です。
月払	年払	年払	月払	Xできません。自然災害共済の各契約は、払込方法を火災共済の各契約と揃える必要があります。

※退職組合員のお支払いは前払いとなります。現職時に月払で契約をされていた方は、退職後初めて迎える11月20日の口座振替は、現職契約の11月分と退職契約の12月分の2か月分が口座振替となります。

4. 契約締結後にご注意いただく事項

■契約後に通知していただきたい事項【注意喚起情報】

次の場合は、所属の組合・組織を通じて電通共済生協へ通知してください。通知をしなかった場合、共済金をお支払いできない場合があります。

1. 共済契約者の氏名、住所・住居表示に変更があったとき。
2. 契約物件の名義人や住居表示に変更が生じたとき。

物件の名義人が共済契約関係者（組合員または同一生計の親族）でなくなる場合、名義変更が行なわれた時点から共済契約は無効になります。

3. 火災等、風水害等、地震等または盗難による損害を保障する他の保険や共済に加入したとき。
4. 住宅または家財を収容する住宅の用途や構造を変更、または解体・増改築・譲渡するとき。

住宅の用途の変更とは、「居住専用の住宅」を「店舗等を併用する住宅」に変更すること、あるいはその逆をいいます。住宅の構造の変更とは、「木造の建物」を「耐火の建物」に変更すること、あるいはその逆をいいます。

なお、木造構造と耐火構造が混在する建物は、「木造の建物」となります。

住宅の用途・構造の変更内容によっては、支払共済金額に影響が生じる場合があります。P.10(「■事務所・店舗等を兼ねた併用住宅について」)およびP.14(「■木造と耐火構造を間違えて契約していた場合の共済金の支払い」)を必ずご確認ください。

5. 30日以上空家、または無人にするとき。

空家契約の条件を満たす場合は、所属の組合・組織に「空家契約申請書」を提出してください。空家の申請をされていないと共済金をお支払いできない場合があります。必ず申請書を提出してください。また、転勤等から戻り、空家となっていた住宅にもう一度居住する時は「空家契約解除申請書」の提出が必要です。

6. 共済の目的が契約できる住宅または家財の範囲外になるとき。

「範囲外」になる場合とは、契約していた同一生計の親の住宅を、親の死亡に伴い同一生計ではない兄弟姉妹等が相続した場合、または、離婚した相手方が契約物件の名義人となる場合等をいいます。

7. 家財契約をしている建物に居住する共済契約関係者(共済契約者および同一生計の親族)の人数が変更となるとき。

共済契約関係者の人数が減り、契約限度口数を超過した場合、当該共済期間中の契約は有効です。

■共済契約が無効となる場合【注意喚起情報】

1. 共済の目的が共済契約の発効日(保障が開始される日)または更新日(12月1日)において、「契約できる建物または家財」の範囲外であったとき。
2. 契約限度口数を超過して契約した場合の超えた口数。
3. 共済契約者の意思によらず契約が申し込まれたとき。
4. 共済契約者が共済金を不法に取得する目的、または他人に共済金を取得させる目的をもって契約の締結をしたとき。
5. 共済契約の発効日において共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物に70%以上の損壊・焼失または流失が発生していたとき。
6. 大規模地震対策特別措置法にもとづく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、地震防災対策強化地域として指定された地域の発令期間中に申し込まれたとき。

域の発令期間中に申し込まれたとき。

■共済契約が消滅する場合【注意喚起情報】

1. 共済の目的が消滅したとき。
2. 共済の目的が解体されたとき。
3. 共済の目的が契約できる範囲外の人に譲渡されたとき。
4. 共済の目的につき、建物の70%以上を焼失・損壊または流失したとき。

■重大事由により共済契約を解除する場合【注意喚起情報】

電通共済生協は、次のいずれかに該当する場合には、共済契約を将来に向かって解除することができません。

1. 共済金の請求または受領に際し、共済契約者もしくは共済金受取人が詐欺行為を行ない、または行なおうとしたとき。
2. 共済契約関係者が、この組合に、この共済契約にもとづく共済金を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。
3. 前記、1.および2.のほか、この組合の共済契約関係者に対する信頼を損ない、当該共済契約の継続を困難とする重大な事由があるとき。

■共済契約を解除する場合【注意喚起情報】

次の場合、電通共済生協は共済契約を将来に向かって解除することができません。

1. 共済契約者が、故意または重大な過失により、共済契約申込書のうち告知事項について事実でないことを告げたときは、電通共済生協は将来に向かって契約を解除します。
2. 共済金の請求および受領に際し、共済金受取人または共済契約関係者が詐欺行為を行ない、または行なおうとしたとき。

■共済掛金の返還について【注意喚起情報】

共済期間中に共済の目的が共済事故により全焼、全壊、全流失し、共済契約に基づき共済金をお支払いした場合は、当該共済契約の共済掛金を返還しません。

■質権の設定および解除について

- 火災共済に契約している物件に、金融機関からの借入金(債務額)にともなう「質権」の設定ができます。質権設定された住宅契約の減口・解約には金融機関の承認が必要です。
- 借入金の返済が終了した場合は、電通共済生協に連絡をして質権解除(消滅)の手続きをしてください。

■保険料控除について【注意喚起情報】

【火災共済】

火災共済は保険料控除の対象外です。

【自然災害共済】

自然災害共済掛金のうち、地震保障にかかる共済掛金のみが地震保険料控除の対象となります。

ただし、貸家または空家契約の物件については対象外となります。

支払方法		エコノミー	
		払込掛金額	地震保険料控除対象掛金
木造	年 払	130.0円	72.8円
	半年払	65.0円	36.4円
	月 払	11.0円	6.2円
耐火	年 払	70.0円	55.3円
	半年払	35.0円	27.7円
	月 払	6.0円	4.7円

支払方法		ベーシック	
		払込掛金額	地震保険料控除対象掛金
木造	年 払	180.0円	109.8円
	半年払	90.0円	54.9円
	月 払	15.5円	9.5円
耐火	年 払	100.0円	83.0円
	半年払	50.0円	41.5円
	月 払	8.5円	7.1円

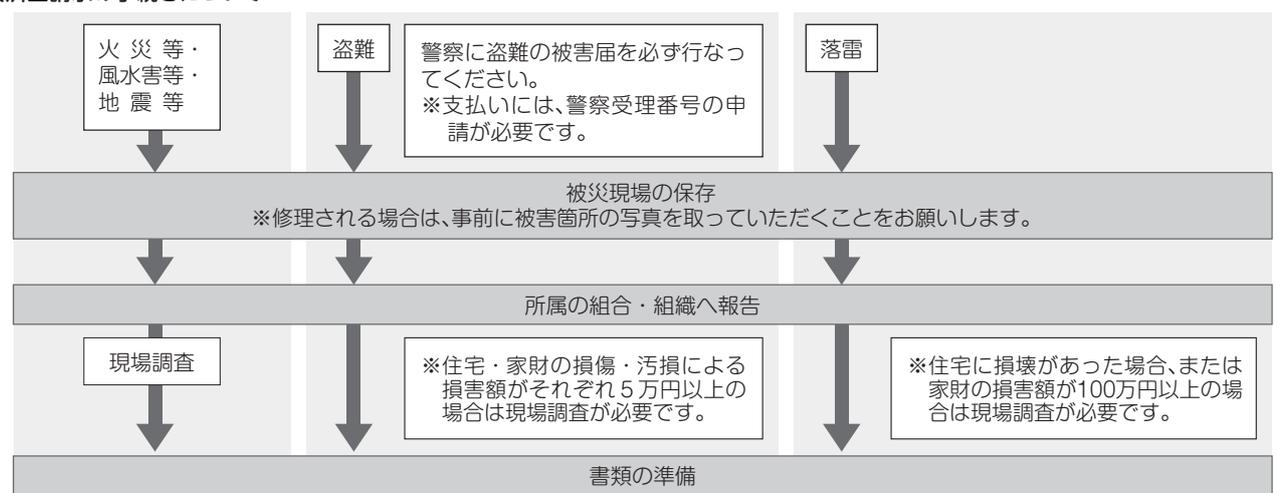
「住宅契約」「家財契約」それぞれ1円未満の端数が生じた場合は切り上げます。

5. 共済金の請求事由が発生したとき

■共済事故発生時の通知義務について【注意喚起情報】

共済の目的(住宅・家財)について、共済事故(火災・風水害・盗難・地震等)による損害が発生したことを知ったときは、事故の発生状況などの内容を所属の組合・組織を通じて電通共済生協へ通知してください。

■共済金請求の手続きについて



各共済金請求の提出書類は以下のとおりです。

○…必ず提出が必要な書類 △…事由によって必要な書類

提出書類	共済金請求書	共済事故の証明書	住宅の概況等申告書	共済金支払いに 関わる同意書 (他保険・他共済に 契約がある場合)	念書	領収書等 (原本)	その他必要書類
(1)火災等	○	○	○	○	△	—	修理見積書、写真等
(2)落雷(火災等)	○	○	○	○	—	—	修理明細書、修理不能証明書等
(3)風水害等	○	○	○	○	—	—	修理見積書、写真等
(4)盗難	○	○	○	○	○	△	盗難事故状況報告書
(5)地震等	○	○	○	—	—	—	修理見積書、写真等
(6)失火見舞/漏水見舞/ 修理費用など	○	○	○	○	—	○	—

電通共済生協本部で請求内容の審査・認定を行ないます。

共済金の受取り

審査・認定後、共済契約者(組合員本人)名義の口座に共済金が送金されます。

6. 共済金の支払いについて

■共済金受取人について【注意喚起情報】

共済金受取人は、共済契約者(組合員)本人となります。なお、共済契約者が死亡したときの共済金受取人は、共済契約者の相続人となります。

■他の共済・保険などに契約している場合のお支払いについて

【注意喚起情報】

電通共済生協の火災共済・自然災害共済を契約している物件に、他の火災共済・保険等を重複契約している場合で、それぞれの契約から支払われる共済金などの合計額が、損害額を超えるときは、それぞれの契約からの支払金額の合計が損害額を超えないように減額して支払われる場合があります。

■代位について【注意喚起情報】

共済の目的に第三者の行為により損害が生じ、共済金を支払ったときは、その支払った共済金額を限度に、共済の目的の所有者が当該第三者に対し有する権利を代位取得します。

■木造と耐火構造を間違っ契約していた場合の共済金の支払い

【注意喚起情報】

共済金支払い事由発生時に、木造建物を耐火構造建物と間違っ契約していたことが判明した場合、払い込んだ共済掛金額を木造契約の共済掛金額とみなして換算した共済金額に減額します。

なお、この組合が知った日の属する当該共済期間および当該共済期間の開始日から3年間遡ってこの組合が受領すべき共済掛金の額と払い込まれた共済掛金の差額相当額を支払った場合、この組合は共済金額の減額を行なわず支払います。ただし、共済契約者に故意または重大な過失があるときを除きます。

■共済金をお支払いできない主な場合【注意喚起情報】

【火災共済】次のいずれかの事由により生じた損害

1. 発効日以前に生じた損害
2. 住宅の欠陥および老朽化に伴う雨もり、台風などで吹き込んだ雨もり
3. 契約者、共済の目的の所有者、共済金受取人またはこれらの人の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反
4. 共済の目的である家財(持ち出し家財を除く)が、共済の目的で

ある家財を収容する建物外にある間に生じた事故

5. 火災等または風水害等に際して保障の対象の紛失または盗難
6. 置き忘れ、紛失その他の共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の事故
7. 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、地震等
8. 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
9. 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、核燃料物質もしくは核燃料物質により汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
10. 9. 以外の放射線照射または放射能汚染
11. 7. ～10. の事由により発生した事故の延焼または拡大
12. 発生原因がいかなる場合でも、7. ～10. の事由による事故の延焼または拡大
13. 7. ～10. の事由に伴う秩序の混乱
14. 共済の目的の欠陥（共済契約者、共済の目的の所有者またはこれらの者に代わって共済の目的を管理するものが、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除く）
15. 共済の目的において、次のいずれかに該当する損害
 - (1) 自然の消耗もしくは劣化（日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含む）
 - (2) 性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害など
 - (3) ねずみ食い、虫食いなど
16. 共済の目的の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（落書きによる汚損を含む）であって、共済の目的ごとに、その共済の目的が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

【自然災害共済】次のいずれかの事由により生じた損害

1. 【火災共済】の「共済金をお支払いできない主な場合」の1. ～4.、8. ～10.、8. ～10. の事由により発生した事故の延焼または拡大（発生原因がいかなる場合でも含む）、および8. ～10. の事由に伴う秩序の混乱、14. ～16.
2. 風水害等（台風・暴風雨など）の発生後に申し込みが行なわれた場合で、申込日の翌日から7日以内に生じた風水害等による損害 [風水害等共済金]
3. 地震等が発生した日から10日を経過した後に生じた損害 [地震等共済金、地震等特別共済金、付属建物等特別共済金]
4. 風水害等、地震等または火災等に際しての共済の目的の紛失または盗難
5. 家財の置き忘れもしくは紛失、または置き、車上ねらい、その他共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の盗難
6. 持ち出し家財である自転車および電動機付自転車の盗難
7. 原因がいかなる場合でも、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの [傷害費用共済金]
8. 物置・納屋・車庫などの付属建物、門・塀・垣・カーポートなどの付属工作物の損害 [地震等共済金、地震等特別共済金]

■大規模災害発生時における共済金の削減等について

【注意喚起情報】

【自然災害共済】

自然災害共済は、こくみん共済 coop・教職員共済・電通共済生協（以下「自然災害共済実施生協」といいます。）が共同で実施するものです。

1回の風水害等または地震等による自然災害共済実施生協全体の所定の支払共済金総額が、あらかじめ定めた次の総支払限度額を超える場合は、お支払いする共済金をその所定の支払共済金総額に対する総支払限度額の割合によって削減してお支払いします。

なお、2000年5月の制度実施以降、2011年の東日本大震災を含め、支払共済金総額が総支払限度額を超えたことはなく、共済金は削減せずにお支払いしています。

- (1) 風水害等の総支払限度額…850億円（2024年4月1日～2025年3月31日）／1,100億円（2025年4月1日～）

※この額は、1900年以降に発生した過去の風水害等（最大の台風である1959年の伊勢湾台風を含みます。）と同程度の風水害等であれば概ね削減せず共済金をお支払いすることのできる水準に設定していますが、過去に類をみない超大規模の風水害等については共済金を削減してお支払いする可能性があります。

- (2) 地震等の総支払限度額……5,750億円（2024年4月1日～2025年3月31日）／6,000億円（2025年4月1日～）

※この額は、1900年以降に発生した過去の地震等（2011年の東日本大震災を含みます。1923年の関東大震災は除きます。）や近い将来発生する可能性のある首都直下型地震、南海トラフ地震（注）のうち東海地震、東南海地震、南海地震などと同程度の地震等であれば概ね削減せず共済金をお支払いすることのできる水準に設定していますが、1923年の関東大震災級の地震や南海トラフ地震のうち最大規模の地震などのように発生する可能性が非常に低い超大規模の地震については共済金を削減してお支払いする可能性があります。

（注）南海トラフ沿いを震源域とする大規模地震の総称をいいます。

■再共済について【契約概要】

【火災共済】

全国労働者共済生活協同組合連合会に再共済しています。

【自然災害共済】

日本再共済生活協同組合連合会に再共済しています。

交通災害共済 (しぐなる)

交通事故による入院・通院・死亡・後遺障害を保障します。

1. 保障の内容

■保障内容・共済金額【契約概要】

交通事故を直接の原因として、被共済者が傷害を被り入院・通院・死亡・後遺障害となった場合に保障します。

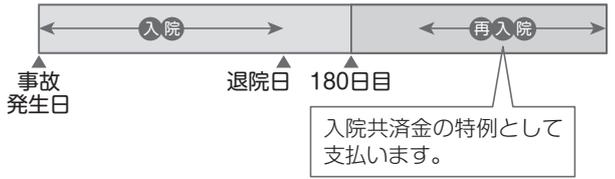
※「傷害」とは、外部からの衝撃による外傷等の身体的な傷害をい
い精神疾患を除きます。

●1口あたりの契約共済金額は100万円です。

共済項目		共済金額 (1口契約の場合)	共済金額 (8口契約の場合)
入院	事故日から180日以内の入院(180日限度)	1,500円 (1日につき)	12,000円 (1日につき)
通院	事故日から180日以内の通院(90日限度)	800円 (1日につき)	6,400円 (1日につき)
死亡	事故日から180日以内の死亡	100万円	800万円
後遺障害	障害等級1級から14級まで (労働者災害補償保険法施行規則別表第一によります。)	100万円 ~4万円	800万円 ~32万円

【再入院の特例について】

再入院の目的がプレートの除去または抜釘の場合、180日目を過ぎた再入院についても医師の証明書(治療内容・見込み入院日数など)の提出ができる場合は支払いの対象とします(合計入院日数は180日が限度です)。



■対象となる主な交通事故【契約概要】

- ①自動車にはねられた
 - ②道路上での自転車走行中の事故
 - ③駅構内のホーム等で押されてのケガ(駅構内とは改札の内側をい
います)
 - ④運転中の衝突事故
 - ⑤道路通行中の落下物による事故
 - ⑥飛行機の事故
- ※日本国内外の交通事故を保障します。

2. 被共済者について

■被共済者の範囲【契約概要】

1. 共済契約者
2. 共済契約者と同一生計の親族(9名限度)
※組合員ご本人の契約がなくても、同一生計の親族のみを契約
することができます。
※同一生計とは共済契約者と日々の消費生活において各々の
収入および支出の全部または一部を共同して計算することで
あり、同居であることを要しません。

3. 共済掛金と契約限度口数

■共済掛金額【契約概要】

1口あたり

月払	半年払	年払
45円	250円	500円

※キャンペーン、加入促進時以外での申し込みは月払のみとなりま
す。なお、退職組合員の半年払はありません。

■契約限度口数【契約概要】

被共済者1人につき最高8口

4. 共済締結後にご注意いただく事項

■契約後に通知していただきたい事項【注意喚起情報】

次の場合は、所属の組合・組織を通じて電通共済生協へ通知し
てください。

1. 共済契約者の氏名、住所・住居表示に変更があったとき。
2. 離婚等で被共済者が被共済者の範囲に該当しなくなったとき。
3. 身体の傷害を原因として保険金(共済金含む)を支払う他の保険
(共済)契約を締結するとき。

■共済契約が無効となる場合【注意喚起情報】

1. 被共済者が発効日または更新日にすでに死亡していたとき。
2. 発効日または更新日にすでに被共済者の範囲外であったとき。
3. 契約できる限度口数を超えて契約した場合の超えた口数。

■共済契約が消滅となる場合【注意喚起情報】

共済期間中に被共済者が死亡したとき、共済契約はそのときを
もって当該被共済者の契約は消滅します。

■重大事由により共済契約を解除する場合【注意喚起情報】

電通共済生協は、次のいずれかに該当する場合には、共済契約
を将来に向かって解除することができます。

1. 共済金の請求または受領に際し、共済契約者もしくは共済金
受取人が詐欺行為を行ない、または行なおうとしたとき。
2. 共済契約関係者が、この組合に、この共済契約にもとづく共
済金を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、ま
たは発生させようとしたとき。
3. 前記、1.および2.のほか、この組合の共済契約関係者に対す
る信頼を損ない、当該共済契約の継続を困難とする重大な事
由があるとき。

■共済契約を解除する場合【注意喚起情報】

被共済者が、婚姻関係の解消、養子縁組の解消のため共済契
約者と同一生計の親族でなくなった場合、電通共済生協は共済契
約を将来に向かって解除することができます(同一生計の親族でな
くなった日の翌日から契約は解除となります)。

※子どもなどの親族が同一生計外となった場合、当該共済契約の
共済期間が終了するまでの期間(11月30日まで)を限度に契約を
継続できます。ただし、契約の更新はできません。

■共済掛金の返還について

共済期間中に被共済者が交通事故により死亡し、死亡共済金
をお支払いした場合は、共済掛金を返還しません。

■保険料控除について

交通災害共済は、保険料控除の対象ではありません。

5. 共済金の請求事由が発生したとき

■共済事故発生時の通知義務について【注意喚起情報】

被共済者が交通事故によって死傷した場合は、所属の組合・組
織を通じて電通共済生協へ通知してください。

■共済金請求の手続きについて

被共済者が交通事故によって死傷した場合は、所属の組合・組
織を通じて電通共済生協へ通知してください。

事故の通知(事故発生通知書)により共済金支払対象の可否を判
断します。

※手続きの流れはP.17~18をご参照ください。

■請求時に必要な各種証明書料について【注意喚起情報】

診断書・施術証明書、後遺障害診断書、交通事故証明書、死亡
診断書、その他各種証明書料は、共済金受取人の負担となります。

事故の発生

↓

組合へ報告

↓

書類の準備

↓

・事故にあったときは必ず、すぐに警察へ連絡してください。
 ※共済金請求時には「公的事故証明書」が必要になります。
 ※自転車による自損事故の場合でも、「公的事故証明書」は発行される場合がありますので速やかに警察に届け出をしてください。

・所属の組合・組織へ交通事故にあったことを報告してください。原則として、事故発生日から10日以内に「事故発生通知書」を組織へ提出していただきます。（書類は組合・組織に用意してあります。また、電通共済生協HPからダウンロードすることも可能です。）

共済契約者（組合員）の氏名等を記入してください。

事故にあわれた方の氏名・契約口数等を記入してください。

車両（自転車等含む）運転中の事故の場合は必ず記入してください。

利用していた交通機関を記入してください。

事故の詳細（事故相手・走行時の状況等）を詳しく記入してください。

見取図は事故の状況を詳しく記入してください。

書類提出時点での治癒見込日を記入してください。

・入院の保障期間は、事故発生日から180日以内です（通院は90日が限度）。
 ・治療が終了した日、または事故発生日から180日が経過した段階で、請求に必要な書類の提出が必要となりますので所属の組合・組織に連絡してください。

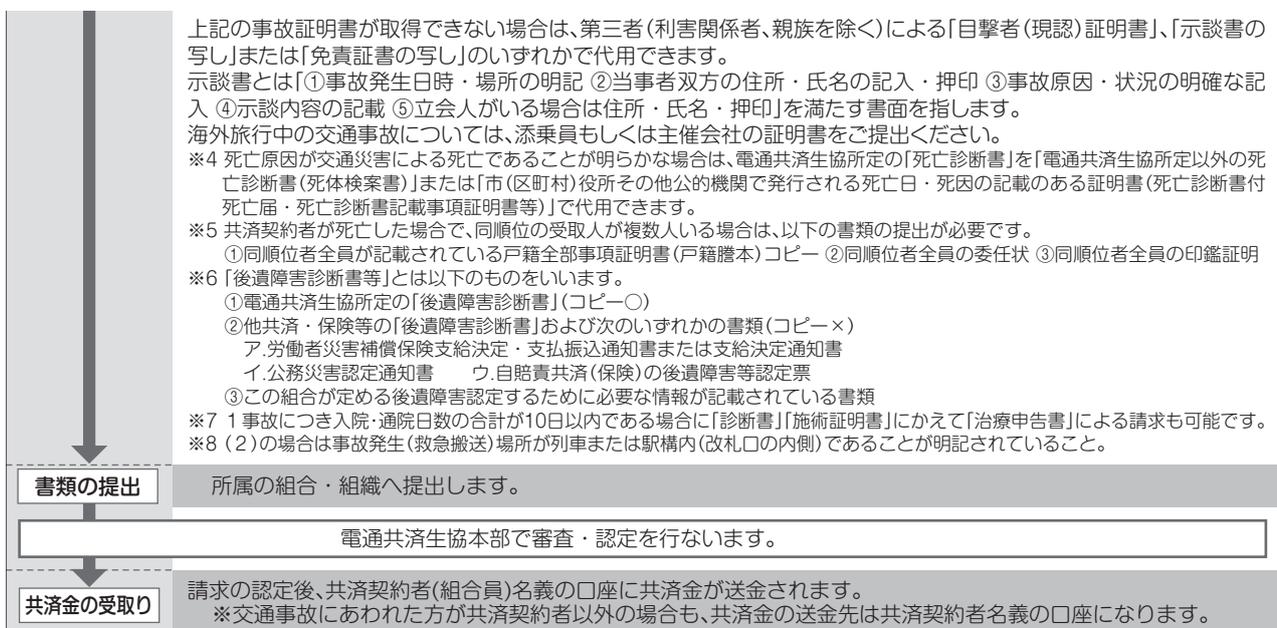
各共済金請求の提出書類は以下のとおりです。○…必ず提出が必要な書類です。△…必要に応じて提出します。

提出書類 （コピー）	事故発生通知書 （コピー）○	共済金請求書 （コピー）×	交通事故証明書 ^{※1} （コピー）○	診断書または施術証明書 ^{※2} （この組合が定める書式） （コピー）○△	承諾書 ^{※3} （この組合が定める書式） （コピー）×	治療申告書・承諾書 ^{※4} （この組合が定める書式） （コピー）×	後遺障害診断書等 ^{※5} （コピー）○△	死亡診断書 ^{※6} （死体検案書） （コピー）○	その他の必要書類
共済種類									
(1) 死亡共済金	○	○	○	—	△	—	—	○	○ ^{※5}
(2) 障害共済金	○	○	○	—	○	—	○	—	○
(3) 入院・通院共済金 （1事故につき合計11日以上）	○	○	○	○	○	—	—	—	—
(4) 入院・通院共済金 （1事故につき合計10日以内）	○	○	○	○ ^{※7}	△	○ ^{※7}	—	—	—

※1 交通事故証明書は、自動車安全運転センター（人身または物損事故に関わらず可能）または自動車安全運転センターに代わるべき第三者の発行する交通事故証明書とします。
 ※2 「診断書」「施術証明書」の代わりとして、①自賠責共済（保険）の診断書、②診療報酬明細書の写しによる請求や当組合が求める要件を満たしている場合において、他の保険会社や共済団体の診断書等による請求も可能です。（①・②は必ずセットで提出）
 ※3 電通共済生協の審査内容を満たしている場合は他共済（保険）の様式のコピーでも請求は可能です。

【自動車安全運転センター発行の「交通事故証明書」が取得できない場合】

対象事故	証明書
(1) 自動車運転事故であって自動車安全運転センター発行の「交通事故証明書」が取得できない場合	自動車損害賠償責任共済（保険）支払通知書の写し
(2) 列車、駅構内（改札口の内側）における事故	専務車掌、駅長または助役の証明書
(3) 航空機・船舶の事故	機長、船長、事務長または会社代表者の証明書
(4) エレベーター等の事故や建造物の倒壊・物の落下等による道路通行中の不慮の事故等	その建物等の管理者の証明書
(5) 上記(1)～(4)に規定する書類を申請したが取得できない場合	下記いずれかの書類（事故状況・場所が確認できるもの） ^{※8} ①救急車の搬送証明書（出勤場所が事故現場のもの） ②労働者災害補償保険請求書の写しと支給決定・支払振込通知書の写しまたは支払決定通知書 ③公務災害認定申請書ならびに公務災害認定通知書の写し



6. 共済金の支払いについて

■共済金受取人について【注意喚起情報】

1. 共済金受取人は、共済契約者本人となります。
2. 共済契約者本人が死亡した場合の共済金受取人は、事業規約第7条(共済金受取人)の受取人順位に基づきます。共済金受取人の指定はできません。

第1順位	共済契約者の配偶者(内縁関係を含む。ただし共済契約者、または内縁関係にある者に婚姻の届出をしている配偶者がいる場合は除く。)
第2順位	共済契約者の死亡当時、主としてその収入により生計を維持していた子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、および甥姪
第3順位	共済契約者の死亡当時、主としてその収入により生計を維持していた第2順位に該当しない親族
第4順位	第2順位に該当しない共済契約者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、および甥姪

第2順位および第4順位の受取人については、共済契約者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、甥姪の順位となります。
 なお、父母については、養父母を先にし、実父母を後に、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にします。

3. 共済金受取人が2人以上いる場合は、代表者を定めなければなりません。

■障害共済金の認定について【注意喚起情報】

障害共済金は労働者災害補償保険法施行規則別表第1の身体障害等級に該当する場合にお支払いします。障害共済金は後遺障害(傷病が治った後に残る障害)に対し支払うため、傷病が治ゆし、障害が無くなることも想定して交付される身体障害者手帳の等級による認定は行ないません。

■共済金をお支払いできない主な場合【注意喚起情報】

次のいずれかに該当する共済事故については、共済金をお支払いできません。なお、お支払いできないすべての内容を記載しているものではありません。詳細は「契約のしおり」をご確認ください。

1. 共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意、または重大な過失や犯罪行為があったとき。
2. 法令に定める運転資格を持たない運転、酒気帯び運転、およびこれに相当する運転(麻薬・覚せい剤などの薬物により正常な運転ができないおそれのある運転)をしている間に生じた事故。
3. 道路以外の場所における車両の交通によって生じた事故。ただし、自動車安全運転センターが発行する交通事故証明書の発行を受けた場合を除きます。
4. 地震、噴火、津波、洪水、暴風その他これらに類する天災による事故。
5. 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または、腰・背痛で他覚症状のないもの。
6. 被共済者が、平常の生活または業務に従事することに支障がない程度に治ゆしたとき以降の通院、および医師または歯科医師が通院しなくてもさしつかえないと診断したとき以降の通院。

■共済金と課税【注意喚起情報】

死亡共済金を受け取った場合は、課税の対象となります。P.6「共済金と課税」をご確認ください。入院・通院・障害共済金については非課税です。

マイナンバー(個人番号)制度の導入に伴ない電通共済生協より税務署へ提出する法定調書(生命保険金・共済金受取人別支払調書)上に個人番号の報告が義務付けられました。

100万円を超える死亡共済金をお支払いする場合、電通共済生協より共済金受取人にマイナンバー(個人番号)報告に関するご案内をお送りしますのでご協力をお願いいたします。

医療・傷害(Myセーフティ) ※(Myセーフティ)は電通共済生協グループの団体総合生活保険のペットネームです。

保障期間 **新規:2024年12月1日午前0時~2025年12月1日午後4時**
更新:2024年12月1日午後4時~2025年12月1日午後4時

医療・傷害(Myセーフティ) 医療保障

◎保障のあらまし(医療保障)

病気により、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等(介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。

この保障については死亡に対する保障はありません。保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動(以下、「引」受保会社)といえます。)は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
疾病入院保険金	<p>病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*1を超えた場合</p> <p>▶疾病入院保険金日額に入院した日数(入院日数-疾病入院免責日数*1)を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度(疾病入院免責日数*1は含みません。)とします。</p> <p>※疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>*1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。本契約では0日としています。</p> <p>*2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。本契約では60日としています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ* ●保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ ●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ(その方が受け取るべき金額部分) ●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ ●無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ ●精神障害を原因とする事故によって被ったケガ ●麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ ●アルコール依存および薬物依存 ●むちうち症や腰痛等で、医学的 he 常所見のないもの ●この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2*3等 <p>*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。</p> <p>*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払い対象となります。</p> <p>*3 病気やケガを正しく告知いただいでい</p>
疾病手術保険金	<p>病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合</p> <p>▶以下の金額をお支払いします。</p> <p>①重大手術(詳細は欄外ご参照)：疾病入院保険金日額の40倍</p> <p>②①以外の入院中の手術：疾病入院保険金日額の10倍</p> <p>③①および②以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍</p> <p>*1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして(手術室に入ってから出るまでをいいます。)2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。</p>	
放射線治療保険金	<p>病気やケガの治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*1を受けられた場合</p> <p>▶疾病入院保険金日額の10倍の額をお支払いします。</p> <p>*1 血液照射を除きます。お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。</p>	
総合先進医療基本保険金	<p>病気やケガによって保険期間中に先進医療*1を受けられた場合(保険の対象となる方が一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日に保険金支払事由に該当したものとみなします。)</p> <p>▶先進医療にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じて、総合先進医療基本保険金額を限度とします。</p> <p>*1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください)。なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養*3は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)</p> <p>*2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。</p> <p>i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む)</p> <p>ii. 先進医療以外の評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用</p> <p>iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用</p> <p>*3 次のいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療</p>	
総合先進医療一時金	<p>病気やケガによって保険期間中に総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けられた場合</p> <p>▶10万円をお支払いします。</p> <p>ただし、総合先進医療一時金のお支払いは、保険期間を通じて、1回に限りです。</p>	
三大疾病一時金特約	<p>以下のような状態となった場合</p> <p>①保険期間中に悪性新生物(がん)*1と診断確定された場合</p> <p>②急性心筋梗塞を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により診断され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合</p> <p>③脳卒中を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により確認され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合</p> <p>▶100万円をお支払いします。</p> <p>*1 保障対象となる「悪性新生物(がん)」とは、以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。</p> <p>悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類-腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の保障対象となりません。なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類-腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病</p>	

契約にあたっての各共済共通項目
 総合(慶弔)共済
 生命共済(セキエ愛)
 火災共済(すまいる) & 自然災害共済(おまかせ)
 交通災害共済(しぐなる)
 医療・傷害(Myセーフティ)

	を保障対象に含みます。 【ご注意】悪性新生物（がん）と診断確定された場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいますが）の保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前に診断確定されていたときは、保険金をお支払いできません。 ※同一の保険事故により複数の保険金支払事由に該当した場合は、いずれか1つの保険金として支払うものとし、重複してはお支払いできません。 ※この特約のいずれか1つの保険金をお支払いした場合には、同一保険期間中に上記①～③のいずれかの状態に該当したときでも保険金はお支払いできません。 ※継続契約において、保険金支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内は、同一の保険金支払事由に該当しても保険金はお支払いできません。	た場合であっても、保険金支払いの対象とならないことがあります。
女性入院保険金	所定の病気（女性疾病等*1）によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*2を超えた場合 ▶女性入院保険金日額に入院した日数（入院日数－疾病入院免責日数*2）を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*3を限度（疾病入院免責日数*2は含みません。）とします。 ※女性入院保険金が支払われる入院中、さらに別の女性疾病等*1となっても女性入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 一般に女性が罹患（りかん）しやすいとされる所定の病気（乳房・女性生殖器の悪性新生物（がん）・良性新生物等）の他、乳房・女性生殖器以外の悪性新生物（がん）や糖尿病、心疾患等も含まれます。 *2 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。本契約では0日としています。 *3 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。本契約では60日としています。	
女性形成治療保険金	病気やケガの治療のため、保険期間中に 以下のような手術を受けられた場合 ■瘢痕（はんこん）形成術（植皮術（皮膚の移植術）や瘢痕（はんこん／傷跡）に対する形成術） ■変形形成術（足ゆびの後天性変形（外反母趾（ぼし）等）に対する形成術） ■乳房切除術（皮膚を切開し、病変部を切除する手術をいひ、生検を除きます。） ▶手術の種類に応じて女性入院保険金日額の20倍または40倍の額をお支払いします。ただし、時期を同じくして（手術室に入ってから出るまで）、2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。 【ご注意】乳房の悪性新生物（がん）の治療のための手術については、その悪性新生物（がん）を被った時が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいますが）の保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前である場合は、保険金をお支払いできません（ただし、初年度契約の保険始期日からその日を含めて1年と90日を経過した後に手術を受けた場合は、保険金のお支払対象となります。）。	

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
 ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
 ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含む。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院
 ※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます（「重大手術の支払倍率変更に関する特約」が自動セットされています。）。
 ①がんに対する開胸・開胸・開腹手術および四肢切断術 ②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術 ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術 ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の全体または一部の移植手術
 ※新型コロナウイルス感染症の運用につきましてはコアサポートホームページをご確認ください。

【「総合先進医療特約」における粒子線治療*1費用のお支払いについて】
 「総合先進医療特約」のお支払い対象となる粒子線治療*1について、一定の条件*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療*1にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。
 事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに《お問い合わせ先：東京海上日動 事故対応窓口》までご連絡ください（医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。）。
 *1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。
 *2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は《お問い合わせ先：東京海上日動 事故対応窓口》までご連絡ください。
 ・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。 ・粒子線治療*1開始前に保険金のお支払い対象であることが確認できること。
 ※本取扱いについては、変更・中止となる場合があります。

医療保障の健康状態等告知について

現在	申し込みパターン	申し込み例	告知の要否
医療保障に加入	①保障内容を変更せず、継続加入	医療1口⇒医療1口・三大疾病一時金特約なし	× 不要です
	②三大疾病一時金特約・女性医療特約を追加	医療1口⇒医療1口・三大疾病一時金特約・女性医療特約あり	○ 必要です
	③増口	医療2口⇒医療3口・三大疾病一時金特約なし	○ 必要です
	④減口・三大疾病一時金特約・女性医療特約を追加	医療2口⇒医療1口・三大疾病一時金特約・女性医療特約あり	○ 必要です
医療保障に未加入	①医療保障のみ加入	医療未加入⇒医療保障2口	○ 必要です
	②医療保障・三大疾病一時金特約・女性医療特約に加入	医療未加入⇒医療2口・三大疾病一時金特約・女性医療特約あり	○ 必要です
	③三大疾病一時金特約または女性医療特約またはその両方のみ	三大疾病一時金特約または女性医療特約またはその両方のみの加入はできません	(加入できません)

■健康状態等告知の質問内容
 3つの質問に該当がなければ、ご加入いただけるようになりました。
 《質問1》告知日（ご記入日）現在、病気やケガで入院中、または、入院が手術をすめられていますか
 《質問2》告知日（ご記入日）より過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか
 《質問3》過去3年間に保険会社等から同様の共済・保険の引受けを断られたり、減口されたり、または約款等により解除されたことがありますか

医療・傷害(Myセーフティ) 傷害保障

◎保障のあらまし(傷害保障)

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ^{*1}をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、引受保険会社は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ • 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) • 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ • 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ • 脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ • 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ • 外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ • 自動車等の乗用員を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ • むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの • ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ • オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ • 事故の内容・傷害の程度または過去の保険金請求歴等に応じ、被保険者または保険金の受取人に対して求める追加の書類・証拠の提出または引受保険会社が行う調査への協力に応じない場合
後遺障害保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合</p> <p>▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。</p> <p>※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	
入院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合</p> <p>▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。</p> <p>※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。</p>	
手術保険金	<p>治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術^{*1}または先進医療^{*2}に該当する所定の手術を受けられた場合</p> <p>▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。^{*3}</p> <p>*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。</p> <p>*2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります)。</p> <p>*3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。</p>	
通院保険金	<p>医師等^{*1}の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます)された場合</p> <p>▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。</p> <p>※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>※通院しない場合であっても、以下のいずれかに該当する部位にギプス等^{*2}を常時装着をした旨の医師の証明が診断書かつ診療報酬明細書に記載されている場合、通院日数に含みます。</p> <p>①長管骨^{*3}または脊柱②長管骨に接続する上肢または下肢の三大関節部分^{*3}③肋骨または胸骨。ただし体幹部を固定した場合に限ります。</p> <p>④顎骨または顎関節。ただし線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。</p> <p>*1 法令に定める医師および歯科医師または保険会社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含む。</p> <p>*2 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース^{*4}、線副子等およびハロベストをいいます。</p> <p>*3 対象部位については「団体総合生活保険 普通保険約款」に拠ります。</p> <p>*4 下腿骨骨折後に装着したものに付き、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。</p> <p>なお手指や足指等のケガにつきましては、ギプス等で固定した場合も、上記「みなし通院」の対象とはなりません。</p>	

【傷害保障改定のご案内】

2022年12月1日始期から、傷害保障の改定により、みなし通院における「ギプス等」の規定が改定されています。(※通院日数にかかわる「ギプス等」の規定について、自賠責保険の支払基準に内容および表現を合わせています。)

医療・傷害(Myセーフティ) オプション

◎保障のあらまし(オプション)

■介護保障特約

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。この保障については、死亡に対する保障はありません。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細はパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【公的介護保険連動型(要介護2以上)】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
介護保障特約	<p>保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態となった場合</p> <p>▶介護保障保険金額の全額をお支払いします。ただし、保険の対象となる方1名につき1回(通算)に限りま</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態^{*1} 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態(その方が受け取るべき金額部分) 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 先天性疾患によって生じた要介護状態 医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態^{*2*} <p>等</p> <p>*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。</p> <p>*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後開始した要介護状態については、保険金のお支払い対象となります。</p> <p>*3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。</p>

■賠償責任に関する保障

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、保障内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、保障が重複することがあります。ご加入にあたっては保障内容を十分ご確認ください。

※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任特約	<p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <p>■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合</p> <p>■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合</p> <p>■電車等^{*1}を運行不能にさせた場合</p> <p>■国内で受託した財物(受託品)^{*2}を壊したり盗まれた場合</p> <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。受託品については1個または1組につき100万円までの物を対象とします。</p> <p>※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>*1 自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p> <p>*2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンパクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、業務を行う方がその業務に関連して預託を受けている物、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物</p> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任^{*1})によって保険の対象となる方が被る損害 保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物^{*2}の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 航空機、船舶、車両^{*3}または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電氣的または機械的故障 ■受託品の置き忘れまたは紛失^{*4} ■詐欺または横領に起因する損害 ■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 <p>等</p> <p>*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導^{*5}中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。</p> <p>*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</p> <p>*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</p> <p>*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p> <p>*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p>

【個人賠償責任特約改定のご案内】

2024年12月1日始期から、ノートパソコン・タブレット端末等は受託品に含まれます。ただし、業務を行う方がその業務に関連して預託を受けている物は対象となりません。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
借家人賠償責任特約	<p>国内における借戸室での火災、破裂・爆発、水濡(ぬ)れ、盗難の事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借戸室を修理した費用も保障します。</p> <p>※示談交渉は東京海上日動では行いません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 心神喪失によって生じた損害 借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害 借戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 <p style="text-align: right;">等</p>

■財産に関する保障

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、保障内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、保障が重複することがあります。ご加入にあたっては保障内容を十分ご確認ください。

※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約	<p>国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合</p> <p>▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額：1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。</p> <p>※以下のものは保障の対象となりません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 自動車・原動機付自転車・自転車、船舶等 サーフボード、ラジコン模型、ドローン等 <u>携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター等</u> コンタクトレンズ、眼鏡等 手形その他の有価証券(小切手は含みません。)等 クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等 設備・什器や商品・製品等 動物、植物等の生物 データやプログラム等の無体物 <p style="text-align: right;">等</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 電氣的または機械的事故に起因する損害 保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 詐欺または横領に起因する損害 風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害 <p style="text-align: right;">等</p> <p>*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>
住宅内生活用動産特約	<p>国内での保険の対象となる方が居住に使用する住宅内(敷地を含みません。)に所在し、保険の対象となる方が所有する家財*1に損害が生じた場合</p> <p>▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額：1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度(乗車券、通貨等は合計5万円、貴金属、宝石、美術品等は1個または1組あたり30万円を限度)とします。</p> <p>また、臨時費用、残存物取片づけ費用、失火見舞費用もお支払いします。</p> <p>※以下のものは保障の対象となりません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 自動車・原動機付自転車・自転車、船舶等 サーフボード、ラジコン模型、ドローン等 <u>携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター等</u> コンタクトレンズ、眼鏡等 手形その他の有価証券(小切手は含みません。)等 クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等 設備・什器や商品・製品等 動物、植物等の生物 データやプログラム等の無体物 <p style="text-align: right;">等</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 電氣的または機械的事故に起因する損害 保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 詐欺または横領に起因する損害 風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 保険の対象となる方の居住する住宅外(敷地を含みます。)で生じた事故による損害 <p style="text-align: right;">等</p> <p>*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>
	<p>*1 以下の場所に所在し、保険の対象となる方が所有する家財も含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険の対象となる方の単身赴任先 保険の対象となる方にお子様も含む場合は、お子様の就学に伴う下宿先 	

■費用に関する保障

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、保障内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、保障が重複することがあります。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用特約	<p>国内の9ホール以上を有するゴルフ場において他の競技者1名以上と同伴し、パー35以上の9ホールを正規にラウンドするゴルフのプレー中に、下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合</p> <p>■下記①および②の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス(公式競技の場合は、下記①または②のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス)</p> <p>①同伴競技者 ②同伴競技者以外の第三者*1</p> <p>■記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>▶達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。</p> <p>※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。(例：保険金額が30万円と50万円の2件のご契約にご加入されても、50万円が通算の支払限度額となります。)</p> <p>既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を保障する他の保険契約にご加入いただいている場合には、保障内容を十分ご確認ください。</p> <p>※保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴競技者以外の第三者*1およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、東京海上日動が求めるすべてのものご提出が必要となります。</p> <p>*1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。</p> <p>*2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス 保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ <p>等</p>

〈各オプションの被保険者(保険の対象となる方)の範囲〉

オプション	加入タイプ
介護保障特約	本人型(記名式)
個人賠償責任特約	家族型
携行品特約 ホールインワン・アルバトロス費用特約 住宅内生活用動産特約	本人型・夫婦型・家族型・家族型(配偶者を除く)のいずれかを選択
借家人賠償責任特約	本人型(生協組合員本人が居住する借戸室)

〈加入タイプ別の被保険者の範囲〉

		生協組合員本人	生協組合員本人の配偶者	生協組合員本人・配偶者以外のご家族	生協組合員本人・配偶者の両親
被保険者(保険の対象となる方)	介護保障特約	○	○	○*1	○*2
	本人型	○	×	×	
	夫婦型	○	○	×	
	家族型	○	○	○*3	
	家族型(配偶者を除く)	○	×	○*4	

- *1 「同居・別居および婚姻歴にかかわらず本人またはその配偶者の子」を加入対象とします。
- *2 戸籍上の両親のことをいいます。内縁の配偶者の両親は含まれません。
- *3 「本人またはその配偶者の同居の親族」、「本人またはその配偶者の別居の未婚の子」が対象となります。
- *4 「本人の同居の親族(配偶者を除く)」、「本人の別居の未婚の子」が対象となります。
- ※上記(その他のオプション)の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- ※上記の親族とは6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいい、未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。
- ※上記の「同居」、「親族」等については、ご加入者に対して保険会社が直接内容を確認させていただくことがあります。
- 「同居」とは、同一家屋に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無又は、住民票の記載の有無は問いません。なお、二世帯住宅は原則別居の扱いになります。また、老人ホーム入居等により、被保険者本人と別居されている場合、マンション等集合住宅の別の住戸に居住している場合は、原則別居の扱いとなります。
- ※家族型・夫婦型の保険の対象となる方ご本人が死亡した場合、保険期間の終了まではご本人部分の保障を除く加入内容として取り扱うことができます。
- ※賠償責任に関する保障において、ご本人が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)

※本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、東京海上日動火災保険(株)ホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります)。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

お申し込み方法

加入者資格

- 電通共済生協の組合員(保障開始日時点)

お申し込み方法

●加入手続き

新規ご加入の方、ご加入内容の変更をご希望される方は、加入申込書にご記入・ご署名のうえ、ご提出ください。

現在ご加入の内容にて更新(変更せず継続)される方につきましては、申込書の提出は不要です。

なお、キャンペーン期間中の新規加入の方は、ユアサポート㈱ホームページよりWeb手続きいただくことも可能です。詳細はMyセーフティの申込書ほかをご参照ください。

●保障期間の開始

2024年12月1日午前0時から保障開始となります。

ただし、更新契約は午後4時からとなります。(更新契約における増口等の加入内容変更も午後4時からの保障となります。)

なお、中途加入の場合は原則として加入申込書提出月の翌々月1日の午前0時から保障開始となります。

(期中でのタイプ変更や保障内容変更は代理店受付日が25日までの場合は翌月1日から保障変更となります。)

●掛金お支払い(12回払い)

	払込方法	払込開始時期
現職組合員	賃金控除のみ (毎月控除)	保障開始月の2か月後の 賃金から控除開始
退職組合員	口座振替	保障開始月の2か月後から 振替開始(毎月振替)

2か月続けて掛金控除が不能となった場合は、原則として解除の手続きをとりまますのでご了承ください。

※退職組合員の方が、Myセーフティにご加入される場合、必ず電通共済生協掛金控除が可能な本人口座(マイカー共済指定口座を除く)の登録が必要となります。

※Myセーフティは月払のみです。年払・半年払はありません。

お手続き停止期間について

中途でのご加入およびご加入内容の変更については、以下の期間お手続きの受付を停止いたしますのでご了承ください。

※被保険者死亡に伴う各種手続き・住所変更等、一部手続きについてのみ例外として受け付けます。

※解約の取り扱いについては別途ユアサポート㈱のホームページ上に掲載いたします。

【受付を停止する期間】

中途加入：2025年5月下旬～2025年11月末日

加入内容変更：2025年5月下旬～2025年11月末日

中途解約：2025年10月下旬～2025年11月末日
(2025年10月24日(金)ユアサポート到着分まで)

※新入社員募集・キャンペーン対応は除きます。

本取り扱いキャンペーン前の一定期間とキャンペーン期間中に、システム管理上キャンペーン申込書のデータ生成・印字内容との整合をとるため、中途加入・加入内容変更について受付を停止させていただきます。

期間等の詳細についてはユアサポート㈱のホームページをご確認ください。

加入者票について

今回のご加入内容に基づいて、保障開始月の翌月を目途に加入者票を送付いたします。加入者票は大切に保管してください。

(キャンペーン加入・更新の場合は2025年1月下旬発送予定)

〈ご注意〉

・現在ご加入の方につきましては、ご加入者の方から特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は現在ご加入中の内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

・加入者票は、電通共済生協ご登録の住所への郵送となります。住所に変更があった場合は、所属の組合または組織にお申出ください。

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申し込みをいただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の事項についてご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、ユアサポート(株)までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

■保険金をお支払いする主な場合

■保険金額(ご契約金額、免責金額(自己負担額))

■保障期間(保険のご契約期間)

■掛金・掛金払い込み方法

■保険の対象となる方

2. 加入申込書の記載事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記載誤りがある場合は、加入申込書を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●すべての方がご確認ください。

■被保険者(保険の対象となる方)の範囲についてご確認いただきましたか?

■加入申込書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?

●医療保障・介護保障特約にご加入の方はご確認ください。

■加入申込書の「生年月日」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?

■保険の対象となる方によって「健康状態等告知」欄に正しく告知・ご署名いただいていますか?

(ただし、介護保障特約については生協組合員本人による代理告知(組合員は本人による告知)のみとなります。)

●傷害保障にご加入の方はご確認ください。

■加入申込書の「職業・職務」欄は正しく記載されていますか?
(「職業・職務」別の職種級別については、下記職種級別区分表をご覧ください)

3. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認いただきましたか? 特に「注意喚起情報のご説明」には、「保険金をお支払いしない主な場合等」などお客様にとって不利益となる情報や、「告知義務(ご加入時に代理店または保険会社に重要な事項を申し出てください義務)・通知義務(ご加入後に加入内容に変更が生じた場合に代理店または保険会社に連絡していただく義務)」、「保障の重複に関するご注意*」が記載されていますので必ずご確認ください。

*現在のご加入を解約して新たにご加入いただく場合には、お客様に不利益が生じる可能性があります。また、個人賠償責任保障特約等をご加入の場合、他に同種のご契約をされているとき等、保障範囲が重複することがあります。

生協組合員ご本人の職種級別(「職業・職務」)をご確認ください

以下の職種級別区分表をご参照のうえ、加入申込書へ「職業・職務」の記載をお願いします。

職種級別(「職業・職務」)区分

◎職種級別(「職業・職務」)A⇒「級別Bに該当する職種」以外の職種

◎職種級別(「職業・職務」)B⇒「級別Bに該当する職種」を職業としている場合

(なお、送電線架線工・敷設工・電気通信設備工などの「電気作業業者」の方々は級別Aとなります)

級別Bに該当する職種 主な例 (いずれも趣味やボランティア活動で行うものは除きます)			
建設作業	●大工 ●とび工 ●左官 ●配管工 ●測量作業	農林業作業	●農耕作業 ●植木職・造園師 ●育林・伐木作業 ●養畜作業
自動車運転	●バス運転者 ●タクシー運転者 ●貨物自動車運転者 自動車を用いて配達作業に従事する方を含みます。 ただし、下記は除きます。 ・訪問先への移動手段として自動車運転を行う者 ・建設用機械の運転者(クレーンやパワーショベル等) ・二輪自動車の運転者	漁業作業	●漁労作業(船長・航海士等も含む) ●潜水漁師 ●水産養殖作業
		採鉱・採石作業	●採掘作業 ●じり・砂・粘土採取作業 ●ダム・トンネル掘削作業
		木・竹・草・つるの製品製造作業	●製材工 ●合板工 ●木工 ●木彫工 ●船大工

以下のお仕事(「職業・職務」)に該当する場合には、ご加入いただけませんのであらかじめご了承ください。詳細は、ご加入の代理店または、保険会社までお問い合わせください。
オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、モーターボート競争選手(水上オートバイを含む)、自転車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含む)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含む)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の身体・生命の危険度の高いお仕事(「職業・職務」)

重要事項説明書 (契約概要・注意喚起情報のご説明) 医療・傷害(Myセーフティ)にお申し込みいただく皆様へ

【マークのご説明】

【契約概要】

保険商品の内容をご理解いただくための事項です。

【注意喚起情報】

ご加入に際し、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意ください。ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

- ご家族等を保険の対象とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
- ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

お申し込み時にご確認いただきたいこと

1. 商品の仕組み【契約概要】

この保険は、電通共済生協を契約者とし、電通共済生協の組合員を保険の対象となる方とする団体契約です。保険契約上の権利・義務は契約者が保有する保険証券・約款にもとづいており、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として契約者が有します。基本となる保障、ご加入者のお申し出により任意にご加入いただける特約等はパンフレットに記載のとおりです。契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

2. 基本となる保障および主な特約の概要等

【契約概要】【注意喚起情報】

基本となる保障の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット・加入者票送付時に同封する「保障のあらまし」等をご確認ください。(記載のない事柄につきましては、契約者が保管する保険証券・約款に拠ります。)

3. 保障の重複に関するご注意【注意喚起情報】

以下の特約にご加入される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、保障内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには保障が重複することがあります。保障が重複すると対象となる事故について、どちらのご契約からでも保障されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。保障内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の有無をご検討ください*2。

- 個人賠償責任特約 ●借家人賠償責任特約
- 携行品特約 ●住宅内生活用動産特約
- ホールインワン・アルバトロス費用特約

*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。

*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が保障の対象外になったとき等は、保障がなくなることがありますので、ご注意ください。

4. 保険金額等の設定【契約概要】

この保険での保険金額はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。医療保障・介護保障特約においては、保険期間の途中でのご加入者からの申し出による保険金額の増額等はできません。なお、タイプをお選びいただく際は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえてご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

5. 保険期間および保障の開始・終了時期

【契約概要】【注意喚起情報】

ご加入の保険契約の保険期間および保障の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

なお、保障開始日時点で加入者資格がない場合は、新規申込・加入内容変更(自動継続を含みます)のお手続きをキャンセルさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

6. 掛金の決定の仕組みと払込方法等

(1) 掛金の決定の仕組み【契約概要】

掛金はご加入いただくタイプ等によって決定されます。掛金については、パンフレット等をご確認ください。

なおパンフレットに記載の掛金は募集実績・損害保険料率算出機構による傷害保険参考純率改定等に応じて変動することがありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 掛金の払込方法【契約概要】【注意喚起情報】

払込方法・払回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 掛金の一括払込みが必要な場合について【注意喚起情報】

ご加入者の加入部分*1に相当する掛金が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合等に、そのご加入者の残りの掛金を一括して払込みいただくことがありますのであらかじめご了承ください。

※保険期間の開始後、掛金の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て掛金を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、掛金を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。

※医療保障・介護保障特約が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意ください内容につきましては、後記「8.告知義務」をご確認ください。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象とな

る方およびすべての保障をいいます(例えば、加入内容変更による変更掛金を払込みいただけない場合、変更掛金を払込みいただけない保障だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての保障が対象となります。)

7. 満期返れい金・契約者配当金【契約概要】

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

8. 告知義務【注意喚起情報】

加入申込書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(取扱代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「1.通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする保障ごとに異なり、お引受けする保障によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする保障ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は保障によって異なる場合があります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の保障を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

項目名	基本保障・特約		
	傷害保障	医療保障	介護保障特約
生年月日	—	★	★
性別	—	★	—
職業・職務*1	☆	—	—
健康状態告知*2	—	★	★

※すべての保障について「他の保険契約等*3」を締結されている場合はその内容についても告知事項(★)となります。

*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*2 新たにご加入される場合、または更新にあたり保障内容をアップされる場合のみとなります。

*3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

【医療保障・介護保障特約の「告知」(健康状態等告知書)】

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料(掛金)を出しあって相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、掛金負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去のご病気やケガ、現在の健康状態、身体の障害状態等に関して「健康状態等告知書」で引受保険会社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

なお、介護保障特約にご加入される場合または介護保障特約の保険金額を増額される場合の健康状態等告知に関してのみ生協組合員本人による代理告知(組合員は本人による告知)が必須となりますので、生協組合員本人が保障の対象となる方の健康状態等をご確認のうえ、所定の健康状態等告知をご回答・ご署名ください。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について
引受保険会社では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等でも、その内容によってはお引受けすることがあります(継続契約を含め、お引受けできないこともあります。)

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*4から1年以内であれば、引受保険会社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*5。

●責任開始日*4から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*6(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)

*4 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

*5 更新時に保障内容をアップされた場合は、保障内容をアップされた部分を解除することがあります。

*6 更新時に保障内容をアップされた部分を解除した場合は、保障内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただきますことがあります。

(例「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等)

④告知内容の確認について

ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

9. クーリングオフ【注意喚起情報】

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

10. 保険金受取人【注意喚起情報】

[傷害保障]

保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身です。当方の認定するやむを得ない事情があり、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険への加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合*1は、お手数ですがパンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

*1 原則として取り扱っておりません。なお、家族型保障(本人型以外)の場合、ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

11. 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意【注意喚起情報】

現在のご加入を解約、減額等をするを前提に新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- 保障内容や掛金が変わったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- 新たにご加入の保険契約の掛金については、保険期間の初日の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- 新たにご加入の保険契約の掛金の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- 保険の対象となる方の健康状態等により、引受けをお断りする場合があります。
- 新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による契約の取消しが適用される場合があります。

- 新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- 新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると保障のない期間が発生することがあります。

お申し込み後にご注意いただきたいこと

1. 通知義務等【注意喚起情報】

【通知事項】

加入申込書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする保障ごとに異なり、お引受けする保障によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらぬ場合もあります。お引受けする保障ごとの通知事項は、前記「8.告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

●すべての保障共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●借家人賠償責任

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは保障を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先にその旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

2. 解約される時【契約概要】【注意喚起情報】

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。(ただし、所定の受付停止期間があります。)

- ご加入内容および解約の条件によっては、引受保険会社所定の計算方法で掛金を返還、または未払掛金を請求*1することがあります。返還または請求する掛金の額は、掛金の払込方法や解約理由により異なります。
- 満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、保障内容や掛金が変わったり各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 本制度については、初回保険料の徴収が保障開始月の翌々月となっていることから、中途解約された場合には、解約日以後2か月にわたって保険料の引落とし、または払い込みが発生することについてあらかじめご留意をお願いします。

3. 保険の対象となる方からのお申出による解約【注意喚起情報】

医療保障・傷害保障・介護保障特約においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る保障を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

4. 満期を迎える時【契約概要】

【保険期間終了後、保障の更新を制限させていただく場合】

- 保険金請求状況や請求内容・年齢等によっては、次回以降の保障の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 引受保険会社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の保障については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の保障内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の掛金】

掛金は、保障ごとに更新日現在の年齢および掛金率等によって計算します。したがって、その保障の更新後の掛金は更新前の掛金と異なることがあります。

【保障対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】

医療保障において、更新前契約に保障対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態等告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、保障対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容によっては、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

【更新後契約の保障内容を拡充する場合】

医療保障・介護保障特約において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額の高いタイプへの変更、口数の増加等、保障内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、保障内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保障内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れやご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の保障内容です。更新前の保障内容とは異なる場合がございますのでご注意ください。

【更新加入申込書等記載の内容】

更新加入申込書等に記載している加入者情報(ご加入者【電通共済生協の組合員】の氏名【ふりがな】、個人コード、所属等)について確認いただき、変更があれば所属の組合または組織にお申し出ください。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、ご記入・ご署名のうえ、ご提出ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入申込書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入申込書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

その他ご注意いただきたいこと

1. 個人情報の取扱い【注意喚起情報】

- 保険契約者である電通共済生協は引受保険会社に本加入申込書等に関する個人情報を提供いたします。電通共済生協(グループ会社を含みます)、引受保険会社および引受保険会社のグループ各社、さらには保険サービス株式会社は、本契約に関する個人情報を、保険・共済引受・継続の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ② 契約締結、契約内容変更、保険金・給付金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を電通共済生協、他の保険会社、引受保険会社のグループ内の他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会、生協組合員の所属する健康保険組合等と共同して利用すること
- ③ 引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤ 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事

務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp) および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害保障で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3. ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4. 保険会社破綻時の取扱い等 【注意喚起情報】

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の保障対象となり、保険金、返れい金等は、保障内容ごとに下表のとおりとなります。

保障内容	傷害保障、賠償責任に関する保障、財産に関する保障、費用に関する保障	医療保障・介護保障特約
保険期間	1年以内	
経営破綻した場合等のお取扱い	原則として80% (破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%) まで保障されます。	原則として90%まで保障されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

5. 引受保険会社について

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約(医療保障・介護保障特約については、東京海上日動火災保険株式会社単独の引受けとなります。)であり、東京海上日動火災保険株式会社が他の引受保険会社の代理・代行を行ないます。各引受保険会社は、募集期間終了後に決定される引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては、団体窓口にご確認ください。

- 東京海上日動火災保険株式会社(幹事)、三井住友海上火災保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

6. その他ご加入に関するご注意事項

【注意喚起情報】

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約については引受保険会社と直接締結されたものとなります。

- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入申込書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。なお、加入者票に同封されている「保障のあらまし」については、本パンフレット記載事項を補完し、本パンフレット記載事項と同等の効果を及ぼすものとします。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADRセンター(指定紛争解決機関)

【注意喚起情報】

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

☎ 0570-022808 (通話料有料)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

事故(保険金請求事由)が起こったとき

事故が発生した場合には、直ちに(医療保障については30日以内・介護保障特約については遅滞なく)ユアサポート(株)ホームページ(<https://your-support.co.jp/>)にアクセスいただき、事故状況のご報告をお願いいたします。

●事故報告をいただいた後、東京海上日動火災保険株式会社へ手配し、保険金のご請求に必要な書類一式を郵送させていただきます。

- 賠償責任に関する保障において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらお進めください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。また、過去の保険金請求・支払い状況に応じて診断書のご提出や医療機関への照会等の調査をさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。(ご協力いただけない場合は、約款上の定めに従って保険金のお支払いを留保する場合や保険金をお支払いできない場合があります。)
- ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
- ・引受保険会社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(からだに関する保障においては引受保険会社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、引受保険会社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
- ・附加給付の支給額が確認できる書類
- ・引受保険会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご

親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち引受保険会社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

*1 法律上の配偶者に限ります。

- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
 - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。保険金のお支払後に、保険の対象となる方(またはご加入者)からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方(またはご加入者)に傷病名等を察知される可能性があります。
 - ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方(またはご加入者)が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
 1. 保険の対象となる方(またはご加入者)が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
 3. ご加入者をご加入内容の変更手続きを行う場合
 本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、引受保険会社はその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は引受保険会社に移転します。
- 賠償責任に関する保障において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、引受保険会社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合
- 事故発生日時点でご加入いただいている保障内容にて引受保険会社が有無責を判断のうえ、保険金をお支払いいたします。

〈万一事故にあわれた際のお手続き方法〉

1 まずは事故報告

ユアサポート(株)ホームページ(<https://your-support.co.jp/>)にアクセスいただき、事故報告お手続きページから、詳しい状況のご報告をお願いいたします。



2 必要書類のご手配

事故報告をいただいた後、通常2週間ほどで東京海上日動火災保険株式会社から保険金のご請求に必要な書類一式をご手配・ご郵送させていただきます。
*報告内容によっては内容のご確認のためご連絡させていただくことがあります。

3 保険金請求書・必要書類のご返送

保険金請求書の必要事項をご記入いただき、その他必要書類とあわせて返送用封筒にて保険会社宛にご返送ください。

4 保険金のお支払い

保険金請求書の内容・約款等にもとづいて審査を行ない、保険会社から保険金をお支払いさせていただきます。
*内容によっては保険金をお支払いできない場合があります。

個人情報保護のための取扱い指針（プライバシーポリシー）

【電通共済生協】

電気通信産業労働者共済生活協同組合（以下「電通共済生協」という。）では、組合員・契約者の皆様からご信頼をいただけるよう、個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）ならびにその他の関係法令を遵守し、ご提供いただいた個人情報を必要な管理体制のもと正確性・安全性・機密性の確保に最善を尽くし、適正な利用・管理に努めています。また、個人情報の取扱いが適正に行なわれるように職員への指導・教育を徹底し、組織一丸となって取り組んでまいります。

1. 個人情報の利用目的・取得等

電通共済生協は、より良い共済商品やサービスを提供させていただくため、組合員・契約者の皆様に関する必要最小限の情報を取得し、利用させていただきます。

なお、個人情報保護法および番号法において例外的に利用が認められている場合は、以下の利用目的を超えて利用させていただくことがあります。

(1) 個人情報について

組合員・契約者の皆様の個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払い等を含む共済契約の判断に関する業務や各種共済商品の加入促進活動や契約状況の案内、共済商品・サービスの紹介等の目的のために利用させていただきます。

また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめご本人の同意をいただきます。

(2) 特定個人情報について

組合員・契約者の皆様の特定個人情報は、共済契約にかかる支払調書の作成事務などの目的のために利用させていただきます。

2. 取得させていただく情報の種類

(1) 個人情報について

組合員・契約者の皆様の住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、その他共済契約の締結・共済金の支払いを行なうにあたって必要となる情報やホームページから「お問い合わせ」等をいただいた方のメールアドレス等の情報を取得させていただきます。

(2) 特定個人情報について

組合員・契約者の皆様の個人番号（マイナンバー）および本人確認のための必要最低限の情報（住所、氏名、生年月日、性別等）を取得させていただきます。

3. 情報の取得方法

(1) 個人情報について

主に申込書や契約書等により、組合員・契約者の皆様の情報を取得させていただきます。

また、所属されている労働組合等を経由して、共済に係わる組合員・契約者の皆様の情報を取得させていただきます。

(2) 特定個人情報について

共済金請求書などの請求にかかる帳票等により、情報を取得させていただきます。

4. 情報の管理

電通共済生協では、組合員・契約者の皆様から取得する情報について、「個人情報保護規程」および「特定個人情報保護規程」にもとづき以下のとおり安全管理に努めます。

(1) 保管について

情報の保管については、管理責任者等の設置や情報セキュリティ対策をはじめ、必要かつ適切な措置を講じるとともに、組合員・契約者の皆様の情報の漏えい、紛

失、き損または情報への不正アクセスなどの防止を図るなど、情報の安全管理に努めます。

また、個人情報および特定個人情報については、利用目的の達成に必要な範囲において正確かつ最新なものにするよう努めます。

なお、他の事業者等に業務委託する場合等においては、委託先に対して、適切な情報管理を求めるとともに、目的外の利用を行なわせない等の必要かつ適切な委託先の監督に努めます。

(2) 情報の廃棄等について

情報の廃棄については、法令で定める保存期間を経過する等、保管の必要がなくなった場合には、速やかに復元不可能な手段で廃棄または削除します。

5. 情報の利用・提供

(1) 個人情報について

電通共済生協では、組合員・契約者の皆様の個人情報を業務上必要がある場合にのみ利用し、個人情報を外部に提供することはありません。

(2) 特定個人情報について

組合員・契約者の皆様の特定個人情報は、取得目的および番号法の定める範囲内でのみ利用し、番号法に定める場合を除いて、利用目的を超えて利用・提供することはありません。

6. 共同利用

電通共済生協およびそのグループ会社等では、共済契約の締結・維持・管理、共済金支払の適正化等を目的に、それぞれ行政庁および共済事業団体等との間で保有個人データを共同利用させていただきます。

7. 開示・訂正・利用停止

電通共済生協は、個人情報の取扱いに関するお問い合わせ、相談等を下記窓口にて受け付けております。

〈お問い合わせ窓口〉

電通共済生協 総務経理部 電話：03-6810-6788（受付時間：9時～17時30分 年末年始および土日祝祭日を除きます）

【ユアサポート株式会社】

当社は、個人情報保護の重要性を認識し、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」、その他関係法令・ガイドライン等を遵守して個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理においても適切な措置を講じます。

ご加入時に記載いただいた個人情報は、当社が委託を受けている各保険会社の各種商品やサービスのご案内・ご提供・維持管理を行うために利用させていただきます。

なお、当社が委託を受けている保険会社の範囲および当社における個人情報の取扱いについては、当社ホームページ（<https://your-support.co.jp/>）の「個人情報保護方針」をご覧くださいようお願い申し上げます。

電通共済生協は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金の積立を行なっています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行なっています。電通共済生協は、引き続き健全な経営に努めていくとともに経営に関する情報開示を積極的に行なっていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりした個人情報を厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています。